

平成30年第2回東大和市議会定例会会議録第13号

平成30年6月11日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（36名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	企画財政部参事	星野宏徳君
行政管理課長	木村西君	財政課長	川口莊一君
保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君
課税課長	真野淳君	産業振興課長	小川泉君

市民部副参事 宮田智雄君
保育課長 関田孝志君
健康課長 志村明子君
ごみ対策課長 中山仁君
都市建設部副参事 内藤峰雄君
下水道課長 廣瀬裕君
学校教育部副参事 吉岡琢真君

子育て支援部副参事 榎本豊君
青少年課長 新海隆弘君
環境課長 宮鍋和志君
都市計画課長 神山尚君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君
社会教育課長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 佐竹康彦君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） おはようございます。議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成30年第2回定例会における一般質問を行います。

今回私は、大きく4つの点にわたって質問いたします。

1点目は、子育て施策と子供の安全確保についてです。

①として、保育所の待機児童について伺います。

東大和市においては、尾崎市長の日本一子育てしやすいまちづくりの方針のもと、多岐にわたる子育て支援施策が展開され、外部からも高い評価を得るまでになりました。

そうした中、前回の平成30年第1回定例会で開催された予算特別委員会において、待機児童の解消に関する方途について、副市長から、これまでの施策の方向性からさらに踏み込んだ内容の答弁がなされました。

私ども公明党は、これまでも待機児童解消を一貫して求めてまいりましたが、市はこの間、相当の御努力をさせていただいてきたと認識しております。

今後流動的な社会の状況変化に柔軟に対応しながら、引き続き保育を望む全ての方が十分なサービスを受容できるよう不断の努力をお願いするとともに、今年度の待機児童の状況を確認しながら、これからの保育行政のあり方について市側に確認をさせていただきたく、以下の質問をいたします。

ア、今年度の保育所の待機児童の現状はどうか。

イ、待機児童解消に向けた今後の施策展開について。

ア、認可保育所の新たな整備について、本年3月の予算特別委員会で言明があった。なぜこれまでの方針を転換しようと考えたのか。今後の方向性についてどのように考えているのか。

イ、人口減少局面に転じた本市における待機児童の解消について、多様な保育形態のバランスをどのようにとっていく考えか。

②として、学童保育所の運営と放課後の過ごし方について伺います。

待機児童ということについては、未就学児とともに小学校児童が対象となる学童保育所についても大きな課題となっています。今年度より民間の学童保育所が開所し、新たな取り組みをさせていただいていることは高く評価するものですが、各学童保育所ごとにその状況を見ると、現状でも待機児童がおります。やむなくランドセル来館になったが、定員の空きが出ればすぐにでも希望する学童保育所に入れてほしいとの保護者の声も聞いております。

そこで、学童保育所の今後について、待機児童も含めた現状での課題や学校教育との連携、また放課後子ども教室との一体的運用なども含め、これからの展開について伺いたく、以下の質問をいたします。

ア、今年度の学童保育所の待機児童の現状はどうか。

イ、新規開設した民間学童保育所の運営について、現状と今後の展望はどうか。

ウ、放課後子ども教室との一体的な運用について、今後の展望はどのようなものか。また、放課後子ども教室を毎日行うことについて、今後どのように取り組もうとしているのか。

③として、登下校中などの児童生徒の安全確保について伺います。

先ごろ、新潟市において小学校2年生の女子生徒が被害となる痛ましい事件が発生しました。心から哀悼の意を表するとともに、これを教訓として我が東大和市において決して同じようなことを起こしてはいけないと考えます。

そこで、通学路の安全確保に関する今年度の取り組みを確認させていただきたいと思います。あわせて、以前より私ども公明党では、平成22年第2回定例会では中間議員が、平成27年第1回定例会では東口議員が学校の登下校の安全を確保する意味から、ICTを活用して保護者の方に子供の無事をメールで伝える、見守りサービスの導入を要望してきました。この件について、現状の市の取り組みと今後の展望を確認したく、以下の質問をいたします。

ア、通学路の安全対策の今年度の取り組みと目標及び対策について伺う。

イ、保護者へのメール通知による、見守りサービスの導入について。

ア、当市における導入の是非も含めたこれまでの検討状況はどのようなものか。

イ、導入に関する今後の展望はどのようなものか。

2点目は、ごみ対策についてです。

家庭廃棄物の戸別収集並びに有料化が平成26年度からスタートし、この間、市民の協力を得ながらこの事業を市は進めてきました。戸別収集が開始する際、それまで利用されてきた住宅地域のごみの集積所について、その後利用されなくなった場所も何箇所か出てきております。特に利用されなくなって久しい旧集積所について、隣接する住宅にお住まいの市民から払い下げの希望などの相談を受けたことがございます。既に利用されていない箇所については、みずから払い下げをしてもらうことで有効に活用したいと考えることは住民感情として理解できるところです。

そこで、現状の旧ごみ集積所の取り扱いについてどうなっているかということと、あわせて今後その扱いを市としてどのようにしていくかについて確認をしたく、以下の質問をいたします。

①戸別収集後の旧ごみ集積所の取り扱いについて。

ア、個人の住宅の一部提供により使用されていたごみ集積所について、戸別収集実施後の利用現状はどのようなものか。

イ、既に利用されていないごみ集積所について、返還の要望をされている事例がある。今後市は、これらの旧ごみ集積所についてどのような取り扱いをしていこうと考えているのか、見解を伺う。

3点目は、大学などの教育・研究機関との連携強化についてです。

市においては先ごろ、関東学院大学と——東大和市と関東学院大学法学部との政策研究及び人材育成の推進に関する協定を締結されました。これにより地方創生事業の推進と地域の発展を図っていくとのこと。大変喜ばしい傾向だと高く評価したいと思います。

私は、自治体の施策推進に関して、大いに大学や各種の教育機関、研究機関などと連携を図りながら進めていくべきと考えております。こういったいわば外部の知的資源を活用することで、現場の職員とは別のアイデ

アや視点に気づき、そうした考えを取り入れて、今までとは違う施策展開ができるものと考えております。

以前、平成24年には、産業振興について、地元の社会人教育機関である中小企業大学校と連携していくことについて取り上げたこともありますが、中小企業大学校も含めて、今後こうした教育・研究機関とさらに多くの分野で連携をした施策展開をお願いしたく、以下の質問をいたします。

①現在大学や研究・教育機関と連携して行っている市の事業にはどのようなものがあるのか。また、連携した理由とその効果をどのように見込んでいるのか。

②今後こうした外部機関と連携して行政の事務事業を進めていくことについて、さらに多くの分野で連携をしていくべきと考えるが、市の見解を伺う。

4点目は、良好な生活環境の確保についてです。

私は、1年前の平成29年第2回定例会における一般質問において、良好な生活環境の確保に関して取り上げ、他自治体の条例制定の事例を紹介して同様の取り組みを市側へ訴えました。

第二次東大和市環境基本計画では、都市環境の目標として環境負荷を軽減し、健康で安心して住み続けられる快適なまちを掲げています。目指す姿には、市内の生活環境の現状が把握され、各種公害の未然防止対策のための施策が実施されているとの記載があります。

私は、こうした市の目標には、住環境において市民の安全と健康が確保されていくことも含まれていると考えます。

そうした観点から、再度、良好な生活環境の確保に関する条例制定について、市の考えと今後の取り組みを確認したく、以下の質問をいたします。

①従前、良好な生活環境の確保について、条例を制定して行政として課題解決に協力していく体制をつくるべきと訴えた。現在までの取り組みと、今後の展望について市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、待機児童の現状についてであります。保育園の待機児童につきましては、平成30年4月1日現在24人です。建て替えによる定員増や小規模保育の開設などにより定員を平成29年4月1日から43人分増といたしましたが、それを上回る申し込みがあったため、平成29年4月1日の3人から21人ふえたものであります。

次に、待機児童解消に向けた今後の方向性についてであります。平成29年度は認可保育園2園の建て替え、小規模保育園の新設及び増設により受け入れ人数の拡大を図りました。しかしながら、平成30年4月の保育園入園申込者は新たに拡大いたしました定員を上回る状況となりました。

市といたしましては、平成31年の10月に予定されております幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の伸びなどのさらなる保育ニーズを適切に捉え、子育て世帯への支援をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、多様な保育形態への対応についてであります。市では、保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、幼児教育・保育について、認可保育園、小規模保育、認定こども園、認可幼稚園などの施設整備や運営に対する補助等を実施しているところであります。

今後につきましても、社会情勢や人口動態等の動向を踏まえながら、適切な整備及び配置を検討してまいりたいと考えております。

次に、学童保育所の待機児童の現状についてであります。国等への報告の基準日となります平成30年5月1日現在104人です。

次に、新規開設した民間学童保育所の現状と今後の展望についてであります。平成30年5月1日現在定員を満たしていない状況であります。民間学童保育所に通所可能な地域におきまして、より御自宅に近い学童保育所への通所を希望され、ランドセル来館を選択しております児童が多数おりますことから、引き続き新規開設した民間学童保育所の周知を図り、利用促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、放課後子ども教室との一体的な運用及び放課後子ども教室を毎日実施することについてであります。現在3カ所の小学校におきまして学童保育所と放課後子ども教室の連携を実施しております。

今後も他の小学校での実施に向け、関係者との調整を行ってまいります。

また、放課後子ども教室を平日の全てで実施するためには、安定した実施場所の確保やスタッフの充実等が必要となります。引き続き、教育委員会及び学校との調整を図るとともに、人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全対策の平成30年度の取り組みと目標及び対策についてであります。子供たちが安心して安全に登下校できるよう、さまざまな取り組みにより子どもたちの安全確保に努めております。

今年度は、平成18年度に設置しました小学校校門等の防犯カメラを更新し、学校、校門周辺の安全対策を強化してまいります。あわせて、平成29年度に引き続き、夏季休業期間中に学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者で通学路の合同点検の実施を予定しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、保護者へのメール通知による、見守りサービスの導入についてであります。市では、児童が安心して登下校できるように、児童の見守りシステムの導入に向けて他市の状況等を調査研究してまいりましたが、学童保育所とも連携し、民間業者の運営するシステムを平成30年度中に導入できるよう準備を進めております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、戸別収集実施後のごみ集積所の利用状況についてであります。平成26年8月から実施しております戸別収集につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックを対象に実施しております。その他資源物である缶・瓶・ペットボトルを初めとした一部の品目につきましては、従前のおり、ごみ集積所への排出をお願いしているところであります。

次に、使用されていないごみ集積所の今後の取り扱いについてであります。市が所有しているごみ集積所の取り扱いにつきましては、ごみ集積所への排出のあり方とあわせて今後調査研究してまいりたいと考えております。

次に、大学などの教育・研究機関との連携についてであります。現在市では、関東学院大学法学部と協定を締結し、連携を行っております。

事業としましては、関東学院大学の学生による地方創生に関する政策提言や関東学院大学内の研究所で他の自治体や企業と共同研究などを行うことになっております。

連携した理由としましては、政策研究及び人材育成について連携し協力することにより、地方創生の推進と地域の発展に寄与するものと考えたからであります。

効果としましては、今後の人口減少社会の中で持続可能なまちづくりを進めるために、大学からの政策提言を市の施策に生かせるとともに、市の職員の政策形成能力の向上が図られるものと考えております。

次に、今後の連携についてであります。大学などの教育・研究機関との連携につきましては、双方にとってメリットを共有できる関係であることが要件であると考えております。

今後につきましては、市と大学などの教育・研究機関とがメリットを共有できる合意に達した場合には連携を行ってまいりたいと考えております。

次に、良好な生活環境の確保に関する条例制定への取り組みと今後についてであります。条例の制定につきましては慎重な検討が必要であると考えております。

現時点におきましては、良好な生活環境の確保につきまして相談者からの状況を丁寧に聞き取り、現地の確認を初め原因者との面会など、職員による直接的な対応のほか、関係機関と連携を図り対応に努めております。

今後につきましても、引き続き他市状況等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、通学路の安全対策について、今年度の取り組みと目標、対策についてありますが、現在子供たちが安全・安心して登下校ができるよう、地域の方々の御協力を得て、見守り活動や安全安心情報送信サービスを活用した不審者情報の提供、青色回転灯を装着したパトロールカーの巡回など、子供たちの安全確保に努めております。

また、今年度は都の補助金を活用し、設置後10年以上を経過した小学校の校門などの防犯カメラの更新をし、安全対策を強化いたします。通学路に設置した防犯カメラにつきましても、引き続き適正な運用に努めてまいります。

さらに、昨年度に引き続き、夏季休業期間中に学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者による通学路合同点検を実施いたします。点検内容を踏まえ、路側帯の補修や新たに路面表示を施すなど必要な対策を講じてまいります。

次に、保護者へのメール通信による、見守りサービスの導入におけるこれまでの検討経過であります。システムを導入している近隣市では、その運営や費用負担はPTAや保護者が中心に行っております。

当市の導入につきましても、主体となるPTAや保護者からの要請がありました場合には、学校と教育委員会が協力して対応することを考えております。

運営に伴う費用負担については、教育委員会でもこれまで検討を重ねてまいりましたが、ここで一定の方向性が得られたことから、学童保育所との連携を図りつつ、校長会、PTA、保護者連絡会に対し情報提供を行ったところであります。

次に、導入に関する今後の展望であります。現在各学校のPTA、保護者連絡会に対しシステムの内容を紹介し、検討をお願いしております。つきましては、全ての小学校において導入について前向きな回答をいただきましたら、当該民間事業者を御紹介させていただきます。その後、各学校のPTA、保護者連絡会には、契約を初めとするシステムの設置に向けての手続きを行っていただきます。順調に進みますと、今年度2学期からシステムの本格稼働が始められると考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 詳細な御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

まず1点目の保育所の待機児童についてから始めさせていただきます。

今議会におきましては同様の質問が別の議員からもございました。重なるような答弁もあろうかと思えますけれども、何とぞよろしく願い申し上げます。

その先日同様の質問におきまして、別の議員の方からは公立保育園のお話がありました。それも一つのお考えだと思います。私はこれまで市が積み重ねてきた行政改革の実績、また今後の人口動態や自治体としての財政の課題などを客観的に勘案するとき、新たな保育園を整備するならば民間にお願いすべきだというふうに捉えておりますので、それを前提として再質問を重ねさせていただきます。

国におきましては、現在少子化に対しまして、それを何とか食い止めたい、また女性があらゆる分野で今まで以上に活躍をし、それぞれのキャリアを十分積んでいけるように、こうしたことが今後の日本全体の発展に必要なというふうな考えから、特に都市部における保育園の待機児童解消を初め、あらゆる子育て支援施策打って出ております。

特に子ども公明党、教育の無償化につきましては10年以上前からずっと主張してまいりました。ようやく幼児教育の分野を初めとして大きく進展していこうというふうな流れが出てきております。

また、東大和市におきましても、日本一子育てしやすいまちを目指しましてこれまでも御努力をいただき、保育所の待機児童につきましても大きく解消してまいりました。しかし、今年度、二桁の待機児童数となりまして、さきの予算委員会におきましてはこれまでの新たな保育園は整備しないという方針から方向転換が示されたところでございます。

私といたしましては、もし本当にそれが可能であるならば、ぜひとも進めていただきたいというふうな考えております。

そこで、今年度の状況の確認も含めまして、幾つかの点について教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目、保育所の待機児童についてなんですけれども、各年齢ごとの詳細な数を教えていただきたいと思えます。

○保育課長（関田孝志君） 平成30年4月1日の待機児童は24名で、この全てがゼロ歳児ということでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 全てゼロ歳児、24名ということでございますけれども、今回待機児童の数が昨年より増加した原因を市としてどのように捉えておられるのか、この点について伺います。

○保育課長（関田孝志君） 平成30年4月1日のゼロ歳児人口が平成29年の672名から15名増の687名でございます。微増しているという状況でございます。

平成29年度の園舎の建て替えや増床、小規模保育の新規開設など、施設整備による定員拡大など、入園しやすい環境を整備したということなどのほか、今後予定されております幼児教育・保育の無償化への期待など、保護者のニーズの掘り起こしなどが主な原因ではないかと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ニーズが掘り起こされたということでございましたけれども、重ねてになるんですけども、市が待機児童と

して認識をしている24人、これ全てがゼロ歳児だということについて、これについては市はどのようなことが原因だというふうにお考えでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 24名の状況ですが、半数以上は保護者は職を求めるといような形の求職中でございます。それ以外の方については、勤務日数や時間が少なく、保育園の入園調整会議に用いる指数が低い方でございます。

なお、希望が少ない保育園においては、求職中でも入れたという事例はございます。

ゼロ歳児の待機がふえた主な要因としましては、育児休業を早目に切り上げ復帰する方、また産後間もなく働きに出たい方などがふえたものと考えてございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

さまざまな御家庭の状況等でこういった形になったのかなというふうに認識をさせていただきました。

国におきましても、全体的には子供の数っていうのは減り続けているわけでございますけれども、東大和市におきましてはどうなのでしょう。実際子供の人数はどれくらい減っているのか、全国と同じように微減する傾向っていうのは今後も継続していくというふうにご考慮されるのか、今後の状況について伺います。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 平成30年4月1日現在のゼロ歳児人口は平成29年の672人から15人ふえまして687人ということで微増いたしました。合計特殊出生率が高かった3年前の平成27年の743人と比較いたしますと71人の減となっております。でございます。

国立社会保障・人口問題研究所で作成いたしました当市の将来の人口推計におきましては、ゼロ歳から14歳の人口を平成30年と比べまして、7年後の平成37年にはマイナス6.9%、802人の減、12年後の平成42年にはマイナス10.2%、1,180人の減と見込んでおります。今後も減少傾向が続くものと考えております。

以上です。

○**16番（佐竹康彦君）** 実際統計的な数字としてはそのように出てるわけでございますけれども、市としては出生数を上げる、人口をふやしていこうという前提に立って今さまざまな施策を進めておられるかというふうに思いますけれども、今後の待機児童対策につきましても、子供の人口がふえていくんだというふうな前提に立って今後とも進めていこうと考えておられるのか、この点について確認いたします。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 市といたしましては、人口がふえていくことを期待しております。でございますが、二十から39歳までの若い女性の人口が減少していくっていうことは、子供の人口も減少していくものと考えております。

その減少を最小限に抑えるためには、当市におきましては日本一子育てしやすいまちづくりに向けたさまざまな施策を展開いたしまして、子育て世代の転入と定住の促進に努めております。

以上です。

○**16番（佐竹康彦君）** 実際少なくなっていくであろうけれども、それを何とか食い止めていくというふうな方向性であるということでございますけれども、そうしますと、市におけます保育所のニーズ、これは今後ともふえていくことになるお考えなのか、この点について伺います。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 今後も女性の就業率は上昇していくものと思われております。それから、幼児教育、それから保育の無償化でございますが、それらの期待によりまして、今後も保育ニーズはふえていく

ものではないかと考えてるところでございます。

以上です。

- 16番（佐竹康彦君） 今後の国におけます無償化の流れ、また女性の社会出動さらに促進していくという御認識があるというふうに捉えました。私もそう思っております、そうしますと、やはり保育のニーズは今後ともふえていくのかなというふうに思っております。

ちょっと角度を変えまして、実際今年度において保育園の実際の年齢ごとの空き状況というのはどのようになっているのかお伺いさせていただきます。

- 保育課長（関田孝志君） 平成30年4月1日の認可保育園の空き状況でございますが、1歳児が1名、2歳児が11名、3歳児が12名、4歳児が20名、5歳児が29名の合計73人でございます。

以上でございます。

- 16番（佐竹康彦君） やはりゼロ歳児以外は何名か空きがある状況、希望すれば入れるような状況ではあるということで認識をさせていただきました。

そこで、今後の方向性なんですけれども、保育ニーズは今後ふえていくだろうというふうに予想されている。しかしながら、現在このゼロ歳児以外につきましては空き状況もある。

そうした中で、今後の方向性として、さきの予算委員会におきましては、認可保育園の増設というようにお話も出ました。市が意図するところはどこにあるのか、現在の待機児童の数を考慮いたしまして、早急に認可保育園の建設に着手するとしたら、既にさまざまな検討、この立地はどこにするのかとか、どの法人が新しい保育園を立ち上げるのか、また保育士の確保、また定員をどうするのか、さまざまな検討がなされていなければならないというふうに思います。現状市はどこまで考えておられるのでしょうか。この点について伺います。

- 保育課長（関田孝志君） 現在今後の幼児教育・保育の無償化による影響などを踏まえながら、保育ニーズの推計を検証するとともに、保育ニーズの高い地域の適地の情報収集など、こちらのほうを行っているところでございます。

以上でございます。

- 16番（佐竹康彦君） そうしますと、すぐにでも、来年度にでもできるというような状況にはまだまだなかなか至っていないというふうに認識をさせていただきました。

認可保育園の新設につきましては、これができれば当然待機児童の解消につながるわけでございますので、私といたしましても歓迎をしたいと思っておりますし、ぜひ実現はしてほしいなというふうに思っております。

しかしながら、一方で、財政的な負担等々考えますと、すぐにじゃ来年度からできるかといったら、なかなかそういうことにもならないだろうというふうに思いますし、またしかしながら待機児童の解消は喫緊の課題なわけでございます。それを2年も3年もずっとこのままにしていこうというふうに思っておりませんので、すぐ取り組めるような細かな対応も考えていかなければいけないというふうに思っております。

その点から、小規模保育、居宅型保育、家庭福祉員、一時預かり保育、社協によるさわやかサポートなど、さまざまなメニュー、市としては用意されておりますけれども、これらの取り組み、どう活用してこの新生児の待機児童解消につなげていこうというふうに考えておられるのか、市の御見解を伺います。

- 保育課長（関田孝志君） 保育課の窓口において保育コンシェルジュを配置してございます。保護者の相談にきめ細やかに対応し、利用可能なあらゆるサービス、御紹介して、子育て事業の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今後こういった細かなさまざまなメニューについて、ぜひともさらに充実、今年度の新生児の待機児童24名という状況を見ますと、ぜひともこれらの一つ一つのサービスについてさらに充実してほしい、また拡充してほしいというふうに考えるんですけども、その点についての御認識はどのように捉えておられるでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 育児休業を今後充実を図っていけばいいのかなというふうに思っております。育児休業の延長を図るためには、保育園の不承諾通知、こちらが必要だというような新聞報道もございます。当市におきましてこのような方が不承諾通知を求めてくるというような事例もございます。

育児休業制度のさらなる改善、充実も待機児解消に向けては有効ではないかというふうに考えてございます。以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 確かに新生児の待機児童解消ということを考えますと、しっかりと育児休暇取れるようになれば、実際の待機児童数が減る可能性もございます。この点に関する市の現状認識というのはただいまの御答弁でよろしいのか、ちょっと重ねてになると思いますけども、再度御答弁をお願いできればと思います。

○保育課長（関田孝志君） 議員がおっしゃるとおり、ゼロ歳児が非常に多いということなので、育児休業を促進していただいて、ゼロ歳児のうち家庭保育というような形が進められれば待機児童の減少につながるものと、こう考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

育児休業については、国の制度の問題もございますし、また各企業、事業主の考え方、またその職場の雰囲気などもございますのでなかなか難しいとは思いますが、これは私どもの党といたしましても国と連携しながらしっかり進めていかなければならないというふうに思います。

また、そうした育児休業が進むことで市の待機児童も解消できればなというふうには確かに私も思うところでございます。

また別の点でなんですけども、認可保育園の整備をこれ考えた場合には、継続的な経営が維持される見込みがないと事業者の方も二の足を踏みかねないというふうに思います。

新しい認可保育園、整備するとして、市として持続可能な事業経営が維持される見込みが現時点であるのかどうか、この点についてお考えを伺います。

○保育課長（関田孝志君） 現在では、今後の幼児教育・保育の無償化への期待や女性の就業率の向上等を踏まえますと、保育ニーズの把握がとても難しい状況でございます。

今後新規参入を考えてる事業者は、保育事業の中長期的な事業展開を見据えながら事業経営を考えていると、このように思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ニーズの把握、それが何年間にわたるのか、そこら辺がなかなか難しいんだろうなというふうに確かに思います。

当面、申請者の待機児童の解消ということを考えた場合に、いわゆる小規模での保育を行う事業者を今以上にふやしていくということ、これも有効な手だてだというふうに考えますけれども、この点につきましての御

見解はいかがでございましょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 小規模保育は2歳までの乳幼児を受け入れる施設でございます。そのため、就学前までの手だてを施設の近接した保育園等で対応する必要がございます。そのことから、連携保育園の確保が必要となるところでございます。したがって、小規模保育のみをふやしていくには限界があると。その後、就学までの児童を引き続き席を確保する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 確かに連携保育園の定員もふやしていかなければいけないということも考えますと、小規模保育だけふやすわけにもいかないというのは、確かにとおっしゃるとおりだと思います。予算もかかることだというふうに思っております。

その予算につきましては、来年10月の幼児教育無償化、これがスタートするわけでございますけれども、各種補助事業などで市が負担している予算が浮いてくる部分があるというふうに思います。現状どれぐらいの予算が浮くというふうにお考えなのか、また浮いた予算を活用して、そういった先ほど申し上げたような事業を含め、新たな子育て支援サービスを展開できるというふうに思うんですけれども、これらについてのお考えは現状どのようなお考えを持っていらっしゃるのか伺います。

○**保育課長（関田孝志君）** 幼児教育・保育の無償化につきましては、私どもとしても新聞報道のみの情報でございます。国や東京都から詳細な説明、また資料のほうは届いていない状況でございます。

このことから、引き続き東京都や国の動向に注意してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 現状確かにとおっしゃるとおりかと思えます。しかしながら、情報収集しっかりしていただいて、使える予算が出てくる可能性が非常に大きいわけでございますので、早目、早目に手を打てるように今から研究をよろしく願いたいというふうに思います。

現在24人の新生児の待機児童だというふうなお話でございました。旧定義の換算で実際に入園できていない児童もいるというふうなお話もありましたので、そういった児童全てを入園させるとしましたら、これを充足できる認定保育園の数、その定員数、必要な保育士の数は現状のようであるというふうにお考えでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** この4月に入園できなかった方は102名ということで、この方々が全て入園するというような形で考えると、実際空き人数がございますので、それを差し引きますと、ゼロ歳児が35人、1歳児が6人、こちらの方を手当てできれば全て入れるという状況になります。

そのためには、ゼロ歳児の方は就学前までの席を確保するというところでございますことから、小規模保育と認可保育園、もしくは認定こども園の組み合わせで対応すべきというふうには考えてございます。この場合、必要な保育士数はおおむね二十数名ではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** そうしますとこれ、新たに二十数名やはり市として用意しなければいけないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。済みません、ありがとうございます。

今認定こども園というお話出ましたけれども、この認定こども園の定員の充足状況、現状はどのようになっておられるのでしょうか。あいてるとしたら、どの年齢がどのくらいあいてるのかお伺いさせていただきたいと思えます。

○**保育課長（関田孝志君）** 平成30年4月1日の市内認定こども園の空きでございます。ゼロ歳児が7人、1歳

児が28人、2歳児が7人、3歳児が24人、4歳児が11人、5歳児が14人の合計91人でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さきの保育園の空き状況等も考えますと、まだまだ少し余裕あるのかなというふうに思います。保育所、保育園だけで捉えるのではなくて、認定こども園まで含めると相当弾力的な運用も可能なのかなというふうに思います。

それで、認定こども園、これは土曜日までやっていただきますと、かなりそういった柔軟な対応もできるのかなというふうに考えますけれども、現状この認定こども園における土曜日の保育業務について当市の現状はどうなっているのでしょうか。また他自治体ではどのように対応されているのか。

あわせて、これを進めることによりまして市の待機児童の解消につながる可能性があるのかどうか、この点について伺います。

○保育課長（関田孝志君） 認定こども園の土曜保育でございますが、有効な手段であるというふうに考えてるところでございます。

市内の認定こども園は2園ございます。現在のところ1園は土曜保育を実施しているという状況でございます。

近隣自治体の認定こども園につきましても、当市と同様に、全ての認定こども園が土曜保育を実施しているわけではございません。

今後女性の社会参加が進み、土曜保育の要望はさらに高まってくるのではないかと想定してございます。

土曜保育の実施につきましては、引き続き市内実施事業者に要望してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

確かに事業者のお考えもあろうかと思えますけれども、社会のニーズを考えますと、ぜひとも土曜日での実施を、1園は今実施していただいているということでございますけれども、ほかの事業者の方につきましてはぜひとも丁寧に御説明いただきながら御努力いただければなというふうに思います。そうしますことで、やはり保育園プラスアルファで少しでも待機児童の解消に向けてつながっていくのではないかなというふうに考えております。

それとあわせて、幼稚園の定員の充足状況というのは現在どのようになっているのか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 幼稚園の状況につきましては、市内3園の認可幼稚園の合計で、現在のところまだ確定はしてございませんが、平成30年5月1日の学校基本調査、こちらの数値で入園率を申し上げますと、3歳児が63.2%、4歳児が64.4%、5歳児が66%でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 保育園から幼稚園に移る可能性もございまして、またその幼稚園が定員に達していないところがもうほぼだというようなことでございますので、こちら辺も含めて考えますと、まだまだ新たな認可保育園をすぐさま整備しなくても、柔軟な対応で何とかできる可能性もあるのかなというふうに今受けとめさせていただきました。

今までのお話、まとめて考えてみますと、直ちに民間保育所を整備することについてさまざまな課題もある。新年度からスタートするという事は難しいかもしれないというふうに思いますし、またさまざま、

認定こども園、幼稚園等の状況も見ましても柔軟な対応もできるのかなというふうに思っておりますが、その点については、この24名の待機児童というのはすぐさま解消していただければ大変ありがたいと思いますので、引き続き御努力をお願いしたいというふうに思います。

待機児童解消ということにつきましては、当事者としては待ったなしの課題でございまして、市としては、そういった意味からもさまざまな角度から早急かつ着実に解消に向けて取り組みをしていただきたいというふうに思っておりますし、ぜひともそれを望んでおります。

また、市が基準とする待機児童が全て新生児という、今年度のいささか特殊な状況も見ますと、先ほど申し上げましたように、今ある保育サービスのメニューをフル活用する、またさらに事業枠を拡大するなどの、そういったことを優先として認定こども園や幼稚園などと連携しながら行っていくことがこれは現実的な選択肢なのかなというふうにも今さまざまお話を伺って考えました。

この点、最後になりますが、ぜひ御努力をいただくとともに、認可保育園新設を検討といった選択肢も、これは捨てることなく、もう認可保育園つくりませんよではなくて、予算委員会でもお話ございましたように、そういった選択肢も捨てずに整備、開設、こういった前向きな検討も重ねていただきたいと思います。ぜひ望む人全てが充足できる保育体制の整備をお願いしたいというふうに思います。

この点につきまして、日本一に向けて市政をリードする市長の御見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと御質問をいただきまして、去年は3人でことしは24というのは非常にショックという言い方はおかしいですけども、我々のほうもいろんな選択肢をきちっと選びながら、認可保育園という話もございましたけども、なくてもいけるだろうという考え方は当然持ってたわけですけども、今後いろんな選択肢あると思いますが、全ての選択肢を排除することなく、いろんな形で考えていければと思ってますし、日本一子育てしやすいまちづくりという意味で、大きなテーマに掲げておりますので、それを目指してやっていくにはどうしたらいいかなという思いはございます。

今回のことも改めて考え直す必要があるかなと思いますし、また今回のことで待機児童がふえてしまったということだけに余り捉われ過ぎてもよくないかなというふうな思いはございます。

そういった意味では、今後子育てというテーマに、新聞等含めて報道は出てますけども、やはりこれから人口減少というそういう時代を迎えていくってということになりますと、今後の子供の数だとか、そういうふうな人口がどのような形で年代別に推移していくかとか、そういうふうなものも十分吟味しながら進めていく必要があるんだろうと思いますし、それと、子育てという意味は、やはりその地域の中の自然あるいは学校、文化、産業だとか、それらが総合的にうまくマッチしてこないと、やはりそこに住んでいこうという方はそんな簡単には出てこないのではないかなというふうに思いますので、それらを含めながら、全ての面を通してこれからは日本一子育てしやすいまちづくりということで頑張っていきたいなと思っています。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな難しい課題あるのかなと思いますけれども、ぜひとも今後とも市長のリーダーシップのもとにさまざまな対策を推し進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、学童保育に関します質問に移らせていただきます。

学童保育所の待機児童につきましては、これは各学年ごとにどのくらいの人数がいるのか、御答弁でもござ

いましたけども、待機児童になった子供たち、ランドセル来館で全て対応してるというふうに考えていいのか、この点について再度御確認させていただきます。

○青少年課長（新海隆弘君） 平成30年5月1日現在の待機児童数104人の学年ごとの内訳ですが、1年生19人、2年生18人、3年生38人、4年生19人、5年生8人、6年生2人となっております。

ランドセル来館については、入所保留となった対象の方全員にランドセル来館事業を案内し、市としましては受け入れ体制をとっているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

全体で104人いるということで、確かに多いなというふうに捉えております。

この学童保育所の待機児童が多いということにつきましては、市としてその原因がどこにあると考えておられるのでしょうか。また今後もこの傾向性は続くんだというふうに捉えておられるのかどうか、この点について伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 市内全体で見た場合、平成30年5月1日現在820人分の受け入れ枠を用意しているものに対し入所者数が764人と、市全体で見た場合は空きのある状況です。しかし、実際は地域によって児童数の差があり、学区に対応した学童保育所の受け入れ枠を超える申し込みがあったことが待機児童が多いという原因であると考えております。

今後の傾向としましては、平成30年度における5歳児の人口は前年度よりも多い状況にありますが、それ以降のゼロ歳児から4歳児までの人口は減少となっております。

しかしながら、今後の女性の就業率の上昇により、保護者が学童保育所やランドセル来館等の放課後の児童が安心して過ごせる場所を求める傾向は高くなると考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 定員枠よりも現状少ない人数であるのに、しかしながら、待機児童が出てるということ、これは確かに地域差等がある等々さまざまな状況ある中で、一律にじゃ待機児童多いとかっていうふうに言えない部分もあるのかなというふうに思いました。

また、今後は、先ほどゼロ歳児から4歳児の人口は減少していくということでございますので、そこら辺の対応も含めると、なかなかじゃすぐに学童保育所もまた1つ、2つつくってほしいというようなことも当然言えないなというふうに思っております。

今年度、新規開設をした民間学童保育所でございます。この現状と、そのような状態、どのようになったのか、定員に達していないというような状況、その原因はどこにあるのかということですね。分析されておられるのか、定員何名に対して具体的に実際どれぐらいの児童が入所して、どれぐらいの空きがあるのか、この点についてのお伺いをさせていただきます。

○青少年課長（新海隆弘君） 民間学童保育所につきましては、初めての民間学童保育所ということで、どのようなかわからないことへの不安というものが30年度の利用募集の段階ではあったのではないかと考えております。

現在民間学童保育所の立野第一学童クラブは定員35名に対し8名が入所しております。立野第二学童クラブにつきましては定員35名に対し29名が入所しております。

以上です。

○16番(佐竹康彦君) 35名の定員に対して8名しか入所していないと、相当空きがあるというふうに承りました。

やはり民間学童保育所のある地域は、そもそも学童保育所の待機児童が多いということで、もともとある学童保育所は現在でも待機児童があるということだと思うんですけども、その方々がなかなか民間のほうを御希望されない、距離のこともあるかもしれませんし、今おっしゃったような安心感の部分ということもあるかと思しますので、引き続き啓発といたらあれなんですけど、ぜひともどうですかということでお勧めいただければ待機児童の解消にも直結していくのかなというふうに思います。

この民間学童保育所の定員充足のために市としてどのような方策がとれるというふうにお考えでしょうか。この点について伺います。

○青少年課長(新海隆弘君) これまでもランドセル来館の利用申請時にあわせて民間学童保育所の紹介や、あと事業者による施設見学などを行ってきたところであります。

引き続き民間学童保育所の周知に努めてまいりたいと考えております。一人でも多くの児童に利用していただくことで、保護者同士の口コミ等による効果も期待できると考えております。

以上です。

○16番(佐竹康彦君) ぜひともよろしく申し上げます。

それとあわせて、やはり全体的な市が運営されてます学童保育所と、その民間も含めて、今後の待機児童解消のためにはどのような施策展開をしていこうというふうにお考えなのか、この点について伺います。

○青少年課長(新海隆弘君) 新しい学童保育所の設置だけでなく、既存施設で学童保育所として活用できるものがないかなども含めた受け入れ枠の拡充等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番(佐竹康彦君) そうですね、確かに未就学児の保育園でやっていただいていたような形で枠の拡大、使えるような場所についてはぜひとも少しでも、小規模保育ってわけじゃないですけども、少しでも対応できるようなさまざまな施策、知恵を絞っていただければなというふうに思います。

これまでも、学校施設に学童保育所を併設するというをたびたびこの議会でもお話が出てきたかというふうにしていただけては、これにつきまして、親御さんの間では、やはり学校に併設していただくのが一番安心だというようなお声も多数いただいております。

これにつきまして、今後の見通し、いつまでにどのようにしていくのか、現状のプラン、考えがあればお聞かせいただければと思います。

○青少年課長(新海隆弘君) 現在待機児童対策を優先して進めていく方向であることから、学校施設に学童保育所を併設することにつきましては、さまざまな方策を考えていく中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○16番(佐竹康彦君) そうしますと、学校施設の中にとすることはなかなか今現状考えにくいということで理解させていただきました。

ただ、保護者の方からも大きなお声もあるかと思しますので、引き続きの検討、研究をぜひともお願いしたいと思っております。

特に学校に学童保育所を併設することを考えますと、公共施設の適正な管理という点から見ますと、学校の統廃合も視野に入れなければいけないというふうに思っております。

ある研究者の試算をちょっと伺ったことがあるんですが、文科省が示すような教育効果を十全に発揮できる児童数、これは基準があるわけでございますけども、そういったものを基準にした場合、東大和市の現在の子供の人数を考えますと、小学校は5校から7校まで、最大5校まで、最小7校ぐらいにまで統廃合すべきだと、その文科省の基準に合わせると、ということになるということでございました。

こうした観点から、学童保育所を併設するとしたら、現時点でのお考えで結構なんですけども、どの学校にすべきかということをしては検討しているのかどうか、この点について伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現段階ではどこの学校にすべきかという検討はしておりませんが、今後の学校施設の建て替え等が計画される場合には、学童保育所の機能を含めましたさまざまな複合的な学校施設の建設について担当部としては要望していきたいというふうに考えております。

また、事業全体に関しましては、学童保育所、先ほど課長のほうから答弁させていただいておりますけれども、ランドセル来館を御希望されている保護者もいらっしゃいますので、学童保育所とランドセル来館についての事業の見直し等も含めて、放課後の児童が安心して過ごせる場所というようなことで、施策自体をこれから少し見直していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今ランドセル来館を希望されるという方、でもランドセル来館だけ希望という形ではなくて、やはり学童保育所に申し込まないとランドセル来館には行かないわけですよ。そうしますと、本当はランドセル来館なんだけど、一応学童保育所に申し込んでランドセル来館でよかったというような方もいらっしゃるということで、それも待機児童の数には含まれると考えてよろしいのでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 今議員からお話がありましたとおり、現在の受け入れでは学童保育所を一旦申し込んでいただいて、入所保留となったお子さんにランドセル事業を御案内しているというのが現状でございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、現状捉えている待機児童の中にランドセル来館希望されてる方も含まれるという認識でよろしいのでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 先ほど立野第一学童保育所が入所が8名という話がありましたが、ランドセル来館を利用されてる方であっても、立野学童保育所が今空いてますよという御案内をした方で、それでもランドセル来館を利用しますっておっしゃる方は待機児童には入れてませんが、それ以外の方でありますと待機児童に含んでおります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、数の捉え方もなかなかきちんとして捉えるのも難しいのかなというふうに理解させていただきました。

ちょっと学童保育の申請に関してのことなんですけども、当会派に、自営業と会社等の出勤の点数の違いに関しまして、当事者の方から、自営業の実際の就業形態を見てもらわないと非常に難しい、低い点数とされるのは納得いかないというようなお声もいただいているんですね。

この点につきまして市として改革していこうというふうに考えておられるのかどうか、この点について伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 就業形態等についてはそれぞれ皆様さまざまであって、それぞれの御事情等があ

ることから、なかなか全ての皆様に納得していただける基準点の設定は難しいと考えております。

なお、自営業であっても、居宅外労働である場合は、自営業ではない方と同じ基準点となっております。また、居宅内労働の自営業の方であっても、職種、業種によっては、危険なものを扱うような業種でありますと、自営業ではない方と同じ基準点としております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

なかなかその基準っていうのは難しいと思うんですけども、自宅で仕事をしてる方は子供見れるでしょうっていうようなことを言われると、いやいや子供に手かけてると仕事できませんよっていう、その当事者の方のお声もございますので、ちょっとそこら辺また、難しいと思いますけども、丁寧にお話、ぜひとも聞いていただければというふうに思います。

先ほどもちょっと民間学童保育の定員割れのことについてなんですけども、この対応として、他の学童保育所で待機児童となってる子供たちを、例えばスクールバスのような形でまとめて連れてくるっていう、そういった工夫ができるのか、この点について伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） それぞれの各学年により授業日程が異なりますことや、その日によっても、またそれぞれの個々のお子さんによっても下校時刻が変わることがあることなどから、実施については困難であると考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） やはり歩いて学童保育所に行かなければいけないというような原則はあるのでというような、なかなか難しいというお話でしたけども、何かしら定員に満たっていないというようなことであれば、何かしらの工夫ができないかなと思って今お尋ねさせていただきました。さまざまな工夫できるかと思っておりますので、ちょっと事業者の方等も含めて、今後どのような形がとれるのかどうか、検討いただければなというふうに思います。

次に、放課後子ども教室との一体的な運営についてなんですけれども、既に実施されている箇所の事例を通して、この一体的な運用のメリットはどのようなことがあるというふうにお考えなのか、この点について伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 一体的な運用のメリットでございますが、日ごろの学童保育所とは異なる放課後子ども教室で実施しているプログラムに参加、体験できることや、ふだんと違う子供同士のかかわりを持つことがメリットとして考えられます。また、放課後子ども教室のスタッフである地域の方々や学童保育所指導員が活動について話し合うことなどにより、関係者同士のつながりによる活動の充実も図れるものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そういったメリットを考えますと、他の、現在実施していない学校や学童保育までぜひとも広げていけたらいいなというふうに思うんですけども、これに関しまして、いつまでにどのような形で広げていこうというふうにお考えなのか、現時点でのお考えを伺わせていただければと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所と放課後子ども教室の連携については、既に3カ所で実施しておりますが、平成30年度からまた新たに連携できる学校について検討を進め、放課後子ども教室のスタッフや学校と協議、調整をしてみたいと考えております。

時期についてですが、スタッフや学校の事情等もあることから具体的には決まっておきませんが、今後も形としては現在実施している地区と同様に、連携という形での実施を考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ丁寧な議論も進めながら、早い段階で実施していただければというふうに思っておりますので、期待をしております。

放課後子ども教室なんですけれども、これは毎日開催してほしいというような声、これまでもお届けしてきたかと思うんですけれども、毎日開催するための課題とその解決策を現状どのようにお考えなのか伺わせていただきます。

○青少年課長（新海隆弘君） 毎日開催するためには、毎日使用できる活動場所の確保と安定したスタッフの確保が必要であり、またそれは現在の課題でもあります。

引き続き関係機関との協議及び調整を図るとともに、市報や地域での呼びかけ等による新たなスタッフの確保を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 特にその活動していただく方のことなんですけれども、現時点での現場のボランティアの方からお話伺った際に、やっぱり人手不足があるというようなお声もいただいております。これについて、市としてどうやってかかわる人をふやしていこうというふうにお考えなのか、例えばNPO法人にかかわってもらうとか、シルバー人材センターの御協力を得るとか、例えば小平市では保護者がかかわっているというような事例もあるようですけれども、さまざまお考えあるというふうに思いますけれども、市としてはどのように捉えておられるのか伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） スタッフの確保につきましては、市報や地域での呼びかけのほかに、保護者向けの放課後子ども教室の説明会などでも保護者の皆様に御協力を呼びかけているところではありますが、思うようには増員に至っていないのも現状であります。

今後地域における女性や高齢者の就業率の上昇も念頭に置き、今後の人材不足への対応につきましては、学生ボランティアの活用やNPO法人等への一部委託等も今後検討する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも十全なお取り組み、お願いしたいというふうに思います。子供たちも非常に期待して楽しみに待っている事業でございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

この放課後子ども教室が毎日行われることで、学童保育の待機児童またランドセル来館の人数にどのような影響を与えるというふうにお考えなのか、この点について伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 現在の放課後子ども教室は土曜日や夏季休業日に実施していないことから、すぐに待機児童数に影響するかどうかはつかみ切れないところではございますが、放課後子ども教室が毎日行われることで、学童保育所やランドセル来館ではなく、放課後子ども教室の利用を選択する場合もあると思います。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

種々今学童保育のことにつきましても伺いましたけれども、なかなかその数の捉え方も難しい部分もございますし、さまざまな課題もあるというふうに確認をさせていただきました。

しかしながら、実際その学童保育入れなくて困っているという保護者の方のお声もございますので、放課後子ども教室の一体的な運用も含めて、さまざまな角度から保護者の方々の望みが、また何よりも子どもたちが安心して放課後を過ごせる場所をしっかりとつくっていくということに関しまして、引き続き御努力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（押本 修君） ここで10分休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） それでは、続きまして、通学路の安全対策等の話について移らせていただきます。

通学路の安全対策につきましては、これまでも、私も含めて公明党会派からさまざまな形で御要望等させていただいてまいりました。

これまで行ってきたこの通学路の安全点検作業につきまして、いまだに課題が解決していない箇所があるのかどうか、またその部分の問題点はどこにあるのか、どのようなことなのか、その解決についていつまでにどのようにしていこうというふうにお考えなのか、この点について伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） これまでの通学路の点検作業におきまして、対策が必要な箇所と挙げられたもののうち、市が対策を講じる必要があるもので未解決となっているところはないというふうに記憶してございます。

なお、横断歩道や信号機の設置等につきましては、警察署への相談ですとか要望を提出して、公安委員会での許可が必要となる場合がございますので、そんな理由から実施にまで至らないというところがございます。

このような箇所につきましては、引き続きさまざまな機会を捉えてまた要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 市としては、全て課題解決に取り組んでおられるということは大変ありがとうございます。また、公安委員会等の案件につきましては、これは御答弁のとおり、引き続きなるべく早い段階での実施ができるようにお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

そこで、今年度の通学路点検につきましては、具体的にどのような計画になっておられるのか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 本年7月下旬に1校当たり1時間程度、学校、PTA等が抽出しました通学路の点検箇所、おおむね5カ所程度ですけれども、それを学校、保護者等、スクールガード等も含めますけれども、それから警察、道路管理者、それから教育委員会、こちらの5者で合同で点検をしまして対策案を作成する予定でございます。

点検の内容としましては、交差点付近で見通しが悪くなっているところですか、人通りの少ない場所、人が隠れやすい場所ですか、児童が通学時に歩く道路脇の路側帯ですか、裏通りから表通りへ出る際の安全対策、車の往来が多い裏通りへの安全対策等、このようなところを点検の中心というふうに考えてございます。

その後、対策案につきましては、警察、それから道路管理者、教育委員会で調整を行うという形でございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

大変重要なお取り組みだというふうに思っております。スクールガードの方とお話をさせていただく際にも、見通しがいい箇所で立っていただいているにもかかわらず、やっぱり危ない思いをすることが年に何回もあるというふうなお話もいただいておりますので、そういった調査、毎年続けていただいて、さまざまな情報を積み重ねていただくことでより安全な通学路の対策、ぜひともお役立ていただければなというふうに思いまして、引き続き力いっぱいの取り組み、よろしく願いいたします。

そこで、現場の安全確保というハード面につきましては、点検、改善に全力を挙げていただくと同時に、やはり子供たちへの安全教育、いわばソフト面につきましてもこれ非常に重要な点になってくるというふうに思っています。この点につきまして、市教育委員会としてどのように取り組んでいくのかお考えを伺わせていただきたいと思っております。

○教育総務課長（石川博隆君） 東京都の教育委員会のほうで平成30年3月に改訂しました安全教育プログラムに基づきまして、小中学校におけます教科等による安全教育ですとか、日常的、定期的な安全指導の中で指導を行っております。

具体的には、子供自身に危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力、こういったものを引き続き育成していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 子供の危機回避能力上げるというのは非常に私自身も子育て世代、今子育て真っ最中の人間としても非常に重要な観点だと思いますので、引き続きお取り組みよろしく願いいたします。

もう一点、通学路の安全確保に関しましては、保護者の方、また地域の方への啓発活動や協力要請につきましても非常に重要なことであるというふうに思っています。さきの新潟の事件等も考えますと、人の目があることで事故や事件が未然に防げる可能性も非常に高いというふうに考えているんですけども、これについてのお取り組み、どのようにしていかれるのか伺わせていただきます。

○学校教育部長（田村美砂君） 現在も保護者の方の学童交通擁護ボランティア、それから地域の方のスクールガードの方などによりまして、通学路におけるお子さんたちの見守りや先ほどの点検などを行っていただいております。

しかしながら、地域の方の中には高齢化などによりまして活動が負担になってるという方も現実としていらっしゃるということでお話を聞いておりますことから、市といたしまして、教育委員会だよりや学校だよりなどを活用しながら、広く御協力いただける方の裾野を広げていきたいと思っております。

また、現在も行っております防災行政無線を活用した下校時の見守りも継続して行っていきまして、地域の方がそれぞれのお宅の近くでも自然とお子さんたちの見守りを意識していただけるような、そのような取り組みもあわせて行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも引き続きそういったお取り組み、よろしく願いいたします。やはり先ほどのスクールガードの方のお話伺っても、やはり高齢化の波がここまで来てるんだというのも感じますので、引き続き御努力をお願いいたします。

続きまして、見守りメールについて伺います。

学童も含めた設置をするというふうな御答弁いただきました。ありがとうございます。

今回の決定に至るまでの経緯を詳細に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 見守りサービスにつきましては、PTA連合協議会ですとか学童保育クラブ父母の会協議会から早期の導入に向けてたびたび要望をいただいております。

教育委員会におきましては、小平市や立川市等の近隣市での導入事例を参考に検討してまいりました。

近隣市の導入事例では、その運営や費用負担はPTAや保護者が中心に行っておりましたことから、業者と契約が整いまして、機器を設置する際には、教育委員会としても行政——教育財産の使用許可の申請をしていただきまして、これを許可して使用料も免除するという方向で学校と教育委員会で連携して協力していこうというふうな形で考えてございました。

その後、近隣市でシステムを導入している民間業者からの御提案ありまして、学童保育所と学校とで設置するのであれば、初期の設置に係る費用を無料とするという御提案をいただきました。

一方で、システムの稼働に係る電気代等の負担につきましては、費用のシミュレーションによりまして、従来の学校配当予算の中の範囲の中で賄えるということも確認した上、市長部局でも調整を重ねてまいりました結果、子供たちの安全・安心のために電気代につきましては教育委員会及び学童保育所の担当部でそれぞれ負担をするという方向になってございました。

このようなことから、この見守りシステムの導入に向けまして、PTA、保護者の方々に御検討をお願いさせていただくという形になりました。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） さまざまイニシャルコスト、またランニングコストも含めてさまざま検討、御努力いただいたということ、本当にありがとうございます。ぜひとも実施に向けてさらに進んでいただきたいというふうに思います。

そこで、PTAの働きかけなど、今後のスケジュールについてどのようにお考えなのか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在各小学校のPTA保護者連絡会の役員の方に対しまして、このシステムの概要につきまして御紹介をさせていただきまして、御検討いただいているという段階にあります。

今の段階で導入することに否定的な考えをお持ちのところというのはございません。おおむね御理解をいただいているというふうに考えてございます。

今後学童保育所を利用されてる保護者にも導入に向けた説明を所管部のほうから説明を行ってまいります。

全ての小学校におきまして、導入について前向きな御回答をいただきましたら、当該こちらの民間事業者を御紹介をさせていただくという形になります。

その後、各学校のPTA、保護者連絡会には、その契約を初めとしますシステムの設置についての手続に進んでいただくという予定になってございます。

設置工事が完了しましてシステムの設定整いましたら、お試し期間というものを設けまして、無料でメール送信のサービスをどなたでも利用、体験していただくという形で考えてございます。こちらは8月の末までそういった形で無料でシステムをお試しいただきまして、9月から有料サービスとして本格稼働を開始させていただくという形の予定になってございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひこのサービスが実施されることによりまして、十全な子供の安全が図られるということを大いに期待しております。

そこで、今小学校というお話ございましたけれども、中学校の導入につきましてはどのような検討がなされているのか御見解を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） PTAの方々は、中学校へもあわせて導入してほしいという御要望をいただいているところでございます。まずは小学校と学童保育所で順次導入しまして、利用されている保護者の方々の御意見等も伺いながら、中学校の設置については今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

特に中学校につきましては、女子生徒につきましては、本当に保護者の方々、不安に思う部分も多くあるかと思っておりますので、引き続き前向きな御検討をぜひともよろしくお願いをいたします。

以上で1番目の質問を終了させていただきます。

続きまして、2番目のごみ対策の質問について移らせていただきます。

ごみの集積所の件なんですけれども、現在利用されていない旧ごみ集積所の数、どれくらいあるのか伺わせていただきます。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 現在確認できているところで2カ所となっております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 私も多分その2カ所のうちの一つでしょうか、その払い下げをしてほしいというような御要望、いただきました。実際数は少ないんですね。従前どおり、資源物の回収についてはその集積所を利用されてるというようなことでございましたので、大変数少ない事例なので恐縮なんですけど、ほかの自治体では同様の事例についてどのような取り組みが行われているのか、把握してる限りで結構でございますので、教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 他の自治体の関係で、伺ってる範囲ということで御答弁させていただきますが、まず不法投棄されないように、そのごみ集積所自体を板等で囲ってしまったり、また近隣の住民の方、または隣接の方々との協議をした中で、花壇として使っているような場合があると、そのような形で伺ってます。

また、状況にもよりますが、隣接されてる方が売却してほしいという意向があれば売却しているというようなこともございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 売却の事例もあるというようなことで伺いました。

幾つかある未利用の旧集積所につきましてはさまざまな活用方法があるというふうに思っておりますけれども、例えば、数は今の現状少ないんですけどね、例えばこれを売却した場合、それが市の歳入となって、ごみ行政を初め種々の施策を進める一助というふうになるとも考えます。しかも、これからごみの収集のあり方について、資源物につきましても個別収集という方向性も考えられるかと思っておりますので、もしそうなった場合に、やはり市の歳入にもなるかというふうに思いますので、これについての市の御認識を伺わせていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） これは先ほど市長からも御答弁をさせていただきましたけども、現状では資源物等の排出場所ということでごみ集積所、使っております。

ただ、今後資源物などの排出方法、今議員のほうもおっしゃいましたとおり、さまざまな形で考えなければならぬと、そのような形で考えてございます。今後につきましては、その処遇につきましては調査研究のほ

うは進めさせていただきたいと思います。

また、歳入というようなお話もございましたが、ただ売却につきましてもまだどうなるかということも何もございません。幾らになるという形の試算もしておりませんので、こちらにつきましては他市の状況等もあわせて調査研究を進めさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

現状数も少ないですし、収集の方法もまだまだ現状でいく、ただ流動的な可能性もあるということでございますので、こういった要望を実際私、お聞きしましたので、市としてもぜひそういったお声を真剣に受けとめていただきながら、隣接住民の要望、確認していただきながら、それらの有効な活用、市にとってもまたその地域の住民の方にとりましても有効な活用方法をぜひとも今後研究、検討していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、大学、研究機関等との連携ということについて伺わせていただければなというふうに思います。

今回の関東学院大学法学部との連携ということで、大変私はいいい傾向性だなというふうに思っております。私も先般研修を受けてきたんですけども、その中で、明治大学の公共政策、また地方自治を担当されてる先生から、どんどん大学のそういった知識、経験というものを自治体に、また議会で生かしていただきたいということをお訴えをされておりました。もっともだと思います。通常業務で忙しい、なかなかじっくり落ちついて考える余裕がないような場合も多々あるかと思っておりますので、ぜひとも考えることが専門の、こういった教育機関、研究機関等と連携をしていくことは自治体に大きなメリットがあるというふうに思っております。

そこで伺うんですけれども、今回の関東学院法学部との協定につきまして、どのような経緯で締結することになったのか、その背景と今後どのような効果を見込んでいるのか、この点について伺います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 関東学院大学との協定の経緯、背景、効果についてであります。まず関東学院大学法学部との協定の経緯ですが、地方創生アドバイザーの牧瀬先生が関東学院大学の法学部に所属しており、これまでも関東学院大学との交流がありました。その交流などを踏まえ、政策研究及び人材育成について互いに連携し協力することによって、地方創生の推進と地域の発展に寄与するものと考え、包括連携協定を締結したものであります。

次に、背景ですが、関東学院大学法学部には地域創生学科があり、その学科の特徴として、地域の課題について、その解決について、法的知識、技能を活用しながら、地方創生、地域振興への積極的な貢献を目的とした教育を展開しているとのことでありますから、このようなことが背景にあると考えております。

最後に、効果についてであります。市として今後の人口減少社会の中で持続可能なまちづくりを進めるには、大学の政策研究における提言を市の施策に生かせるとともに、市の職員につきましては政策形成能力の向上が図れると考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今の地域創生学科ということがございました。最近、国立大学も含めて、大学の中では、地域、また地方に着目した学科の創設も幾つか進んでおりますし、またそういったことを研究とされる先生方もたくさんいらっしゃいますので、大変いい取り組みだというふうに思っております。

この関東学院大学法学部との具体的な取り組みはどのように行っていくのか、この点について伺います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 今年度実施もしくは実施予定の取り組みでございますが、関東学院大学法学部の教員または学生が参画する取り組みとして、学生による市に対する地方創生に関する政策提言、公務員志望の学生等による市の職員採用によるポスター作成などの取り組み、東大和市の職員が参画する取り組みとして、職員が大学の授業で講師を行うこと、大学が設置をする研究所へ職員を派遣し他の自治体や企業と共同研究を行うことなどの取り組みがあります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 市の職員がさまざまなところに出てって、そういった気づきまたは知識を吸収するというは大変大きないい取り組みであろうかというふうに思います。

私も議員としてさまざまな研修に参加させていただくことで、さまざまな気づきまたは自分では考えたこともないような知見を得ること、大変多くございますので、ぜひともこちらも進めていただければなというふうに思います。

こういった教育・研究機関との連携についてなんですけれども、そもそも大学などの高等教育機関や研究機関、また地元にある中小企業大学校などの教育・研修機関と自治体が共同で事業を行うということについて、市としてはどのような認識を持ってきたんでしょうか。外部の知的資源を市の行政にどのように取り込み生かしていくのか、その価値に対する市の認識と今後の展望、これについてどのようにお考えになるのか伺います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） まず外部機関との連携についてであります。関東学院大学法学部との包括連携協定のように、地方創生の観点から包括的な連携を結ぶものと、各課の一般的な施策を生かすための連携があると考えております。

今までの認識であります。市では、大学などの高等教育機関、研究機関、中小企業大学校などの機関は、それぞれが持つ私的資源について有益と認識しており、各課の一般的な施策を生かすために必要に応じて外部機関と連携を行ってまいりました。

次に、外部の知的資源の生かし方、その価値に関する市の認識であります。一例として、産業振興課において、中小企業大学校、東大和市商工会、金融機関が連携し、創業希望者の支援を目的に東大和創業塾を開催してきました。その中で、中小企業大学校及び東大和市商工会が持つノウハウやネットワークを活用し、市の施策を推進してまいりました。

その結果、平成27年度から本格実施をしてまいりましたが、3年間で8件、東大和創業塾から創業することができ、この連携は価値のあるものと認識しております。

そのため、今後の展望であります。地方創生の取り組みや各課の施策を生かせるものにつきましては、大学や研究機関、民間企業との連携が進んでいくものと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひともこれは積極的に進めいただければなというふうに思います。

今挙げていただいた面以外にも、教育の面、今産業振興の面挙げていただきましたけども、そのほか福祉の面、文化施策の面と、さまざまな取り組みできるかというふうに思いますけども、どのような取り組みができるというふうに現時点ではお考えなのか伺わせていただきます。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 教育の面、産業振興の面、福祉の面という取り組みですが、連携を行うた

めには、両者にとってメリットを共有することが要件であると考えております。

そのため、地方創生や各施策を推進するに当たって効果があると共有でき、連携を行うためには——市と外部機関が合意に達した施策について連携が広がるものと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

文化等につきましても、ぜひともそういった点、進めていただければなというふうに思います。

近隣の大学、ちょっと思い浮かべてみますと、武蔵野美術大学と連携した美術教育や文化振興、また国立音楽大学と連携した音楽教育や文化振興、また武蔵村山市にも多少校舎ございます東京経済大学と連携した地域経済の振興ですとか、また白梅女子大学と連携した保育・幼児教育事業、またちょっと遠いですが、早稲田大学などでは地方自治体と連携した事業を推進する方向性が明示されております。これは学生がかかわってワークショップを開いていく形、また政策に関することでは、津田塾大学とか中央大学、首都大学東京などもこの東大和市のある多摩地域にさまざまな大学ございまして、比較的こういった大学も近い箇所がございます。

こうした近隣大学や遠隔地でも協力していただける教育・研究機関とは積極的に連携を進めるべきだというふうに考えます。重ねての答弁になるかと思いますが、市の見解はどうなのか伺わせていただきたいと思っております。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 近隣大学や遠隔地の教育機関との連携についてであります。地方創生の観点からいけば、外部機関が持っているノウハウやネットワーク等の知的資源について活用できるものがあれば積極的に活用していきたいと考えております。しかし、連携を行うには、両者にとって互いにメリットがなければ連携するのは難しいと考えております。

また、例えば多くの外部機関と包括連携協定を締結したとしても、実際に事業を行わなければ意味のないものになってしまうと考えております。

そのため、包括連携協定を締結する際には、両者がメリットを共有でき、継続的に事業を行うことができる外部機関を選びながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） おっしゃる課題、よくわかりますので、ぜひとも担当課のほうでアンテナを張っていただきながら、さまざまな事業をやらなきゃいけないので、これだけに特化して仕事をするわけではないので難しいかもしれませんが、常に心にとどめていただきながら、アンテナを張っていただきながら、ぜひ進められるものにつきましてはお進めいただければなというふうに思います。

多くの職員を雇用できない中、行政改革で人員を削ってきた中でさまざまな仕事に対処しなければいけない市役所の皆様の御苦勞もよくわかっておるつもりでございますので、ぜひとも使えるものは使っていただくという形で、言葉は悪いですが、ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、地元にある中小企業大学校なんですけれども、ここに研修に来られる方々に対しまして市の特産物販売、またアピールなど、例えばチラシ一枚でもいいので、ここを利用する生徒の方全員へ何かしらの働きかけをぜひ今後積極的にしていただきたいなというふうに思っております。全国から東大和に集って、全国に散っていく方々でございますので、それだけでも市の存在をアピールできるまたとない機会だというふうに思いますけれども、この点についての御認識、伺いたいと思っております。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 中小企業大学校への研修生へのアピールについてでございますが、中小企業大学校の全国から来る研修生について、現在中小企業大学校内にある研修生の宿泊施設のフロントにおいて、ひがしやまと茶うどんについて紹介をしております。また、市内のスイーツを紹介している冊子も置いてあります。

今後についてでございますが、研修生が全国から来るようでございますから、ほかに市がPRできるものが置けるかどうか調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく申し上げます。

地域で活躍される方々が大学校に来られて研修を受けられる、また士業と言われる弁護士の方とか税理士の方とか、中小企業診断士の方々もさまざまいらっしゃるしまして、社会的にも非常に力を持っていらっしゃる方々が来る場所でございますので、ぜひとも市のアピール、よろしくお願ひしたいというふうに思いますので、大学の当研究機関との連携も含めてこちらも進めていただければと思います。

以上で3番目の質問を終了させていただきます。

次に、4番目の良好な生活環境の点について質問させていただきます。

市民が行うさまざまな行為によりまして近隣住民が生活上の困難を来す事例につきまして、市としてどのような案件を把握しておられるのか、またその対処に市はどのように動いてきたのか、この1年間でも構わないので、具体的なケースどれぐらいあるのか、この点について伺わせていただきたいと思ひます。

○環境課長（宮鍋和志君） 人の行為により近隣住民が生活上の困難を来す事例でございますが、29年度ということで、取り急ぎちょっと集計させていただいた数字でございます。48件程度把握してございます。

内容としては、犬の鳴き声や隣家の騒音、煙やにおい、それからハトの餌やり等、その辺でございますが、全て職員が現地に直接確認に伺い、対象者等に配慮の要請をお願いしております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな事例ある中で動いていただいているんだということは感謝申し上げます。

その中で、私も昨年もしも取り上げましたけども、野鳥への餌やりで非常に困っているというような、健康にも被害が出るよというような事例もございました。市の職員の方にもかかわっていただいたようでございますけども、なかなか解決に至らない。やはりその相談者の方は、この条例制定ということが一番この自治体としてとるべき手段なのではないかということでおっしゃっておられました。私も荒川区などの事例を通しまして、そうであるべきだなというふうに思っております。

前回は事例として取り上げました荒川区の条例など、他自治体の関連条例について、市としてどのような評価をしておられるのか伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 荒川区の条例でございますが、勧告、立ち入り調査、命令、公表の権限や罰金を規定しております。

条例制定後の経過ですが、2回勧告を出したものの、命令については事前に意見を聞くことになっております生活環境審査会、こちらから、そんなに簡単に命令は出すべきではない、もっと粘り強く交渉、説得に努めるべきとの御意見が出され、結局命令には至らず、また罰金についても当事者は意に介することがなかったというふうに伺っております。結局、条例の対象となったのはこの1人の方だけであり、その後、当事者が体調を崩され当該行為がなくなったため終了したと聞いております。

また、現状でも、ハトなどに餌をやる人はほかにも多くいらっしゃるものの、条例で定める命令とか罰金という手段は簡単には使えないため、結局看板を設置したり、現地確認の上、粘り強く説明、説得に努めているとのことでありますので、条例の評価につきましては、引き続き社会状況の変化とか、今後の条例の適用状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな状況があるなということは認識させていただきました。条例制定してもさまざまな形で運用については難しい面もあるんだということで認識をさせていただきました。

しかしながら、ないよりあったほうがいいのかなどというふうに私思いますので、市としての条例の必要性はどの程度考えておられるのか、この点について伺います。

○環境部長（松本幹男君） 特に社会一般に必要となるべきルール、こちらについては基本的に法律等で定められているという認識でございます。

今回のように、条例の制定の有無というところに関しまして、特に今回のケースで当てはめてまいりますと、まず野鳥への餌やり等が特段法律等で禁じられてないということがございます。また、さきの事例で荒川区の話があったわけでございますが、条例を制定したとしても、その運用は厳格に行うべきというところがございます。したがって、条例の制定が即事案の解決に結びつくというところにはないのではないかとこのようにございます。

そして最後に、人それぞれ感覚の違いというものがございますので、その感覚の違いを私ども職員が一件一件現地へ足を運んだ中で解決に向けて取り組むということを地域の方を交えた中で時としてやっていく必要があるというふうには思っております。

したがって、そういう感覚の違いという部分が大きく占めるこのようなケース、これにつきましては、それぞれが住民であるというところを鑑みますと、罰則をもって、なかなかそれがひとり歩きをしてしまうというところがなかなか本質的な問題解決には至らないだろうというふうに考えております。

そのようなことから、条例化ということにつきましては今後慎重な研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 確かに個々の方々の感覚の違いというのは大変大きくて、私も例えば騒音とか、別の議員の方も質問で取り上げました香りのこととか御相談いただくんですけども、これも当事者同士の感覚の違いはいかんともしがたいという部分もあるのでなかなか難しいかというふうに思います。

しかしながら、私としては、条例についてはぜひ制定に向けて研究、努力をしていってほしいなというふうに思っております。

市として、今後住環境の悪化に伴います市民へのさまざまな影響、また住民間のトラブルにつきましても、積極的に今後ともかかわりを持ち続けて、課題解決へともに歩んでいただきたいというふうに望んでおります。

この点につきましての市の御見解、また具体的な方策についてどのように考えておられるのか伺います。

○環境部長（松本幹男君） 事案に対する市の、行政の取り組みというところでございますが、私どももいたしましては、条例の有無にかかわらず、個々の事案についてはやはりその方が問題、悩みだというふうに思うものにつきましては当事者にとっては悩みであるというふうには考えておりますので、そこにつきましては個々の事案が違ふと思っておりますので、まずは職員が必ず現地を足を運んで状況を確認する、場合によっては必要に応じ

て関係機関の御紹介等も行う、そういったところとあわせ持つて、基本的には問題解決がなされないものをそれでよしとする考えは持ってごさいませんので、基本的には、時として地域住民の方と一緒に課題の解決に向けて取り組んでいくというのは引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） その悩まれている方にとっては非常に重大な生活上の、または大きくいえば人生上の大きな問題でもございますので、そういった中で行政の方に少しでもかかわっていただきたいという、そういった切実な思いもございますので、その辺ぜひお酌み取りいただき、今後ともしっかりとともに歩む姿勢を持ちながら活動を進めていっていただきたいなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（押本 修君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[8 番 中村庄一郎君 登壇]

○8番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、中村庄一郎、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1番であります。新青梅街道拡幅についてであります。

①といたしまして、進捗状況と今後の課題について。

②といたしまして、東大和市におけるメリット、デメリットについて。

③といたしまして、近隣の土地の今後の課題についてであります。

2番といたしまして、村山貯水池堤防耐震工事についてであります。

①といたしまして、進捗状況と今後の課題について。

②といたしまして、東大和市におけるメリット、デメリットについてであります。

3番、都市基盤整備についてであります。

①としまして、空き家対策の現状と今後の課題について。

②といたしまして、人口の現状と今後の課題について。

③といたしまして、都市化と農地について。

アといたしまして、開発の現状と今後の課題についてであります。

④といたしまして、市内交通機関についてであります。

4番、日本一子育てしやすいまちづくりについて。

①といたしまして、出産期における現状と今後の課題について。

②といたしまして、幼児期（幼稚園、保育園ほか）における現状と今後の課題について。

③といたしまして、教育における現状と今後の課題について。

④といたしまして、就職に係る現状と今後の課題について。

⑤といたしまして、住宅事情に係る現状と今後の課題についてであります。

5番、行事、事業についてであります。

①といたしまして、各事業における現状と今後の課題についてであります。

アといたしまして、うまかんべえ〜祭。

イといたしまして、環境市民の集い。

ウといたしまして、市民文化祭。

エといたしまして、ふれあい市民運動会。

オといたしまして、水防訓練。

カといたしまして、出初式。

キといたしまして、産業まつり。

以上であります。

再質問におきましては自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔8 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新青梅街道拡幅事業の進捗状況と今後の課題についてであります。新青梅街道の拡幅につきましては、東京都が上北台1丁目から武蔵村山神明4丁目までの第1工区につきましては、平成23年12月に事業に着手しておりますが、平成29年4月1日現在の用地買収率は約24%となっており、今後さらなる事業の進捗が望まれるところであります。

次に、市におけるメリット、デメリットについてでございますが、新青梅街道拡幅のメリットといたしましては、渋滞の緩和やゆとりある歩行空間の確保などが挙げられます。デメリットにつきましては特にございません。

次に、近隣の土地の今後の課題についてであります。東京都が施行いたします新青梅拡幅事業によりまして、沿線の土地利用の変化が予測されるところであります。

そこで、新青梅街道の幹線道路としての土地利用の誘導と後背地の住環境の保全を図ることを目的として、平成29年5月、市は沿線の用途地域を見直すとともに、芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画を決定したところであります。

今後は、この地区計画の方針に沿ったまちづくりを進めていくことが課題であると考えております。

次に、村山上貯水池堤体強化工事についてであります。東京都水道局によりまして、現在下貯水池内の一部を材料置き場として確保するため、仮締め切り工事を実施しているところであり、その後、仮設の歩行者通路を設置し堤体強化工事を実施していくとのこととあります。

今後市道取り付け工事と調整や周辺施設についての協議が課題であると認識しております。

次に、市におけるメリット、デメリットについてであります。メリットにつきましては、より一層耐震性が向上することによりまして、震災時にも一般車両等の通行機能が十分確保されるなど施設の安全性が高まること、堰堤通路の車道拡幅や歩道の整備によりまして安全な走行空間や歩行空間が確保されること、四季折々の景観が堪能できる観光の拠点として多くの人々の潤いの場となることが期待できることなどが考えられます。

デメリットにつきましては、工事期間中の下貯水池周辺の景観の低下、多摩湖駅伝大会コースへの影響が考えられます。

次に、空き家対策の現状と今後の課題についてであります。現状では、雑草の繁茂等による近隣居住者からの苦情や問い合わせに基づき、その都度現場を確認し、管理が不適切な空き家につきましては所有者に対して土地、家屋の適正管理をお願いしております。

今後管理が不適切な空き家の増加が懸念されますことから、市内の空き家の実態把握等が課題であると認識しております。

次に、人口の現状と今後の課題についてであります。平成22年10月に行いました国勢調査に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました将来人口推計によりますと、市の人口は平成32年をピークに減少に転じると見込まれております。

一方で、住民基本台帳人口で見ますと、平成27年をピークに減少に転じております。

今後の課題としましては、将来にわたって持続可能な行財政運営を行うためには、人口減少の抑制を図ることが課題であると考えております。

次に、開発の現状と今後の課題についてであります。平成29年度にまちづくり条例の規定に基づきまして市と協議を行いました開発事業の件数は31件であります。これはまちづくり条例施行後7年間の平均であります25件と比べましてやや多くなっております。

開発に当たりましては、農地が転用されるケースが少なからず見受けられますことから、農地の保全が課題であると考えております。

次に、市内の交通機関についてであります。平成28年3月に策定しました東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインにおきましては、市内の交通を構成する鉄道、モノレール、路線バス、コミュニティバスなどがおのおののコンセプトに基づいて相互に補完し合い、持続可能な交通としていくことが重要であると、市域全体としてバランスのとれた交通ネットワークの形成を目指すとしております。

次に、出産期における現状と課題についてであります。現状といたしましては、市の合計特殊出生率は平成28年は1.48、東京都が1.24、平成27年度は1.67、東京都が1.24となっており、東京都平均より高く、また都内でも上位に推移しておりますことから、当市は子供を出産しやすい環境であると考えております。

課題につきましては、市民の皆様が安心して子供を出産できるよう、引き続き母子保健コーディネーターと専門職による妊娠届け出時の面接など、妊娠期から切れ目のない相談支援を今後も安定的に行うことが必要であることであると考えております。

次に、乳幼児における現状と今後の課題についてであります。幼稚園、保育園につきましては、待機児童対策としまして、園舎建て替えや認定こども園の充実を図り、多様な保育サービスの提供を実施しております。

課題につきましては、都市部の課題と言われております保育士不足が深刻な状況となっております。特に若年保育士の雇用状況が厳しく、保育士の年齢構成の偏りやその影響を受けた入園定員の縮小などの課題があります。

また、保育ニーズが高い地域では、保育園として活用できる土地等を見つけることが難しく、新たな施設の開設ができないなどの課題があります。

次に、教育における現状と今後の課題についてであります。市では、各学校における教育活動を保護者や地域が一体となって支えていくことが重要であると考えております。

各学校では、校長のリーダーシップにより特色ある教育活動が展開されており、児童・生徒が前向きに努力を重ね、一人一人の多様なよさ、活躍の場が広がってきているものと考えております。

今後は、児童・生徒のよさや活躍の様子を地域等に広げていくことで、保護者や地域とともに子供たちを見守り、支援していく意識が一層醸成されることが必要であると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、就職に係る現状と今後の課題についてであります。市では、雇用対策事業としまして、ハローワークと連携した就職情報室の円滑な運営と就職面接会等の開催を行い、就業の安定に努めております。

今後の課題につきましては、利用促進を図るためのさらなるPRが必要であると考えております。

次に、住宅事情に係る現状と今後の課題についてであります。子育て世帯への住宅支援策といたしましては、子育てしやすい優良な住宅を認定する東京都の制度などの情報提供を行っているところであります。

今後の課題としましては、まちづくり条例に基づく開発事業の協議の際に、ファミリー向けの住宅の供給を促すなど、子育て世帯向けの良質な住宅の確保が考えられるところであります。

次に、うまかんべえ〜祭における現状と今後の課題についてであります。第7回うまかんべえ〜祭につきましては、過去最高となります延べ8万2,000人の来場者があり、市の魅力発信と認知度向上などに成果があったものと考えております。

今後につきましては、来場者の増加に備えつつ、お祭りの円滑な運営を維持することが重要であると考えております。

次に、環境市民の集いについてであります。環境市民の集いにつきましては、東大和市環境市民の集い実行委員会を組織し、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に、毎年6月の第一日曜日に開催しております。

課題につきましては、事業の実施がイベントで終わることなく、市民、事業者、市のそれぞれが望ましい環境像の実現に向け、日常生活や事業活動の中で自主的にできることから取り組んでいく動機づけの場にしていくことであると考えております。

次に、市民文化祭についてであります。市民文化祭につきましては、市民の文化活動の振興と市民相互の交流を図ることを目的に、実行委員会形式により毎年10月の第二土曜日から11月3日の文化の日まで開催しております。

今後の課題としましては、より多くの団体に参加していただき、たくさんの方々に鑑賞してもらうためのより一層のPRが必要だと認識しております。

次に、ふれあい市民運動会についてであります。ふれあい市民運動会につきましては、スポーツレクリエーションを通じて市民の健康保持と相互交流を図ることを目的に、実行委員会形式により、毎年9月の実施日——9月の最終日曜日に開催しております。

今後の課題としましては、運動会の参加者をふやすために必要な内容の充実を検討することであると認識しております。

次に、水防訓練についてであります。水防訓練は、集中豪雨、台風等による河川の増水、道路冠水、浸水等の災害に対する水防広報の習熟を図り、関係機関との連携や水防本部運営を確認することにより水防体制の万全を図ることを目的に実施しております。避難所開設の図上訓練を実施するなど、実践に即した訓練になるよう努めております。

今後訓練参加団体等の意向も踏まえ、より充実した訓練となるよう検討していくことが課題であると考えております。

次に、消防出初式についてであります。消防出初式は毎年1月初旬に行われる消防関係者による仕事始めの行事であります。格式と伝統に基づき、東大和市消防団では、消防活動に精励された消防団員の表彰を初め、消防団員の服装、装備等の観閲、車両分列行進、一斉放水による消防演技を実施しております。

今後消防団の思いも踏まえ、消防出初式が市民の皆様の消防への理解と信頼をより深めることができる式典となるよう検討していくことが課題であると考えております。

次に、産業まつりについてであります。産業まつりの現状につきましては、JA東京みどりと東大和市商工会から構成される東やまと産業まつり実行委員会の主催で開催し、平成29年度には4万3,000人の来場がありました。

今後の課題につきましては、年々増加しております来場者の安全確保等について検討が必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 教育における現状と今後の課題についてであります。学校教育においては、学校の特色をもとに児童・生徒の個々のよさを引き出し、そのよさを共有していくことが重要であります。そのことにより、市民全体が地域の学校に対する夢と期待を膨らませることにつながり、学校教育の充実が図られていくものと考えております。

教育委員会においては、小中合同音楽祭や児童・生徒活動報告会など、児童・生徒の努力や成果などを保護者や地域と共有する機会の充実に努めております。

今後も学校と教育委員会とが連携して児童・生徒のよさを引き出し、その姿を積極的に情報発信できるような場を提供することで、保護者や地域と一体となった学校教育の実現を目指してまいります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。

今回のこの質問を考えさせていただいたのには、実は返りますと30年近く前の話にはなるんですけども、まだ私が商工会の青年部というところにいるときの話です。実は昨年、その青年部の仲間の連中と一献設けさせていただいていろんな話をしたところでありました。当時は私どもも活気がありまして、また商工会の青年部も皆さん結構活気がありまして、例えばモノレール構想とレンタサイクルの問題ですとか、今になってレンタサイクルなんてもうあちこちに出てるようですけども、それとか、あとはブロック別のいろんな事業なんかもございまして、連携をしたりなんかしていろんな活動をさせていただいたこともございました。

また、あのころから観光行政ということもよく考えておりまして、観光行政の中には、東大和の市には観光課ってないよねっていう話がありまして、商工会でぜひひとつ観光課をつくってもらおうかっていうふうな話も出ました。久々に昨年の暮れにそんな話を皆さんとさせていただいたところに、ふと思い出したことがございました。

私は、都青連の、東京都の商工会連合会の青年部の副会長なんかもお世話になったときに、ある講師を招いてちょっと講演会をしようということにつきまして、マスタープランというところの部分でございます。それは多分プランナーの先生でしたか、講師の先生でありますけども、その方が言ったことが非常に今でも残念に思って、今でもすごく記憶に残っております。それは、東大和は駅をおりたときにすぐわかったよと、顔がないと。市内のまちを歩いたときにへそがないねと。顔なし、へそなしですねという言葉が出ました。これは私も若かった当時でございましたので、えって思って、非常に残念な言葉だなというふうに思っております。

ただ、ここへ来て非常に市長の肝いりであります日本一子育てしやすいまちづくり、これがやっぱり大和の

顔であるというふうなことに、これから政策の一つとして皆さんで力を合わせて協働で進めていく一つのこれが顔になるのかなというふうに思っております。へそについてはまた一つずつ、一つずつ、いろんなことを考えながら進めていかれる、子育てということでもありますから、人材だとか人を育てるのはまちであったり、まちをつくるのは人であったりということがありますので、そういう部分にまた皆さんで検討されていくのかなというふうに思います。

今そんなことも思いながら、さまざまな部分で、少しずつではありますけども、東大和がいろんな部分で変わりつつあるように思っております。少しずつそういうところの部分の歯車が回り始めたのかなと思います。

そこで、今回の一般質問の内容になりましたことをまずはお伝えさせていただいて、再質問をさせていただきたいと思います。

新青梅街道拡幅についてであります。

進捗状況と今後の課題、メリット、デメリットについてであります。

市長答弁で、第1工区の用地買収率が24%ということでしたけれども、瑞穂町までの5つの工区に分かれていたと思いますが、ほかの工区と比べ、第1工区の進捗ぐあいはどのようになっていますか。お伺いをしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成29年4月1日現在のデータでお答えいたします。

東大和市を含む第1工区は事業認可の取得が最も早く、買収率は最も高い24%となっております。これに次いで、瑞穂町の区域を含む工区が22%と高くなっております。

一方、武蔵村山市の区域は買収率が比較的低い状況です。これは武蔵村山市の区域を含む3つの工区につきましては、事業認可の取得時期が平成27年または平成28年と比較的新しいためだというふうに考えております。以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、近隣の土地の今後の課題についてをお伺いしたいと思います。

市長答弁では、第1工区の認可の取得が平成23年12月でしたから、6年で24%の買収率です。このペースでいけば、用地買収の完了まであと18年かかるということになりますよね。事業が長引きますと、沿道の土地利用にとって好ましいものとは思えないと思います。ぜひとも整備の促進を図るよう東京都へ要望してほしいというふうに思います。

次に、近隣の土地についてであります。新青梅街道の北側の芋窪地域は住宅地が広がっております。市長答弁では、芋窪六丁目・上北台一丁目の地区地区計画を決定したとありましたが、住環境をどのように守っていく計画なのでしょう。教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画では、低層住宅地区、これは後背地の住宅地になりますけれども、最低敷地面積や隣地境界からの壁面の位置の制限、建築物の垣または柵の構造の制限などにより良好な住環境を保全していくとしております。

また、広域幹線道路沿道地区、これは新青梅街道の沿道になりますけれども、最低敷地面積、それから壁面の位置の制限のほか、建築物の用途の制限といたしまして、ホテルや旅館、パチンコ店などを制限しております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、新青梅街道は18メートルから今度30メートルに拡幅されるというふうに思いますけれども、新青

梅街道の沿道はどのようなまちづくりを進めていく考えなのか教えていただきたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 新青梅街道の沿道は、幹線道路としての機能を生かした土地利用を図る区域と考えております。

地区計画では、沿道利用型の商業や業務、また集合住宅などが建ち並ぶ複合市街地の形成を図るとしております。

このため、市では、平成29年5月、地区計画の決定とあわせまして、新青梅街道沿道の用途地域について準住居地域の区域を広げる変更を行っております。これによりまして、幹線道路の沿道にふさわしい業務機能などの誘導などが可能となるものと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 新青梅街道の沿道は、今レストランや車の販売店、あとは企業などがたくさんございます。用途地域の変更によって、地元のレストランや企業などが現地での建て替えも可能となるというふうに理解をしたところであります。現地に根づいたこうした機能が市外に移転し、用地があいたままでは、地域のためには全然なるとは思いません。現在地に残ってもらうような用途交渉が必要というふうに考えておりますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、村山貯水池堤防耐震工事についてであります。

前回は平成29年第2回の一般質問でも、この村山上貯水池堤防の耐震工事について取り上げましたけれども、改めて現在までの進捗状況や今後の観光行政をどう展開していくのかなどをお聞きしたいというふうに思います。

前回の質問で、湖底の散策など、一時的に市民に開放できないものかというふうに質問をさせていただきましたけれども、水は抜かず仮締め切りを行うため湖底の散策は困難というふうな答弁をいただいております。

改めて現在の進捗状況と今後の予定をお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在東京都水道局で実施してございます村山上貯水池堤体強化工事でございますが、水道局に確認しましたところ、堤体強化のための盛り土の材料置き場としまして、現在下貯水池の一部を仮締め切りする工事を平成31年4月、来年の4月まで実施するとのことでございます。

その後の予定としましては、現在歩行者の通路となつてございます堰堤の東側の下部分の歩行者通路を閉鎖しますことから、車道となつてございます堰堤通路の西側、西側は上貯水池側になりますが、その部分に仮設の歩道を設置する工事をを行うとのことでございます。その工事期間につきましては、現在のところ具体的には示されてはございません。

また、仮設の歩道設置工事が完了次第、堤体強化工事を行うことになってございます。堤体工事終了後、堤体周辺の整備や植栽等の周辺整備工事を実施する予定でございまして、最終的に完了するまであとおよそ6年程度はかかるとのことでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今お聞きしますと、まだまだ工事完了までの時間がかかりかかるようではございますけれども、前回、多摩湖を抱える東大和市のPRになるものとして、展望台の設置とか駐車場の設置についてお伺いをいたしました。多摩湖を観光に活用し、市外から人を呼び込む手法として有効であるというふうに思います。この機会を捉えて、ぜひ水道局に設置していただきたいというふうに思っておりますが、その後、展望台と駐

車場については何らか進展があったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 展望台や駐車場の設置につきましては、当初から水道局に、口頭ではございますがお願いしてまいりました。

その後、何度かそれらを含めましてさまざまな協議を行ってまいりましたが、ここで市から水道局に対して、展望台と駐車場、駐輪場の設置についての要望書を提出する予定になってございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ設置できるように協力的に申し込んで、ぜひ設置ができるようにお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

ただ、それらをつくただけでは東大和市のPRになるもの、市にとってのメリットはどうかというふうに考えます。

今水面、これについてはセキュリティの部分があるようなんですけども、先ほど当初に、最初に30年前の若手のときころの話なんかをしましたが、よく貯水池の利用についても話をしました。例えば現実的に非常に難しいかと思えますけど、例えばジェットスキーができるとか、そうすると、ジェットスキーのとめておく、そういう停泊の場所なんか大和のどこかの中にお店なんか必要となってきましたし、非常にいろんな意味では観光の一つの拠点になるものかなというふうに思います。またはボートのほうだと、例えばレガッタ競技ができるとか、非常に極論になってしまいます——なんですけども、何かそのような遊び場みたいなものにより人を呼ぶようなことができれば、そのようなことで市にお金が少しでも落ちる、また市の収入増になればさらによいかというふうに思います。これは要望でございます。

またぜひそのようなことも今後は考えてもらいたいというふうに思いますけれども、東大和市にとってメリットがあるようなことを水道局にももっといろいろアピールしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。やはり私の家もそうなんですけども、あそこから移転をいたしまして、ああいう状況に今なってる。我々古巣があそこの中にあるわけなんですけども、そういうものを思いますと、やはりもう少し上手な利用の仕方も考えていただけるとありがたいかなというふうに思っております。

先ほど市長の答弁で多摩湖駅伝大会の話がありました。来年3月の大会やその後の大会について、コースの変更が出てくるというふうに思うのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 多摩湖駅伝大会のコースの変更についてであります。東京都の水道局に確認しましたところ、平成31年3月21日に開催予定の駅伝大会につきましては、まだ現在のコースをそのまま使用できるということを確認してございます。

ただ、その次の年になりますが、平成32年の3月になりますけども、その駅伝大会では完全に使えないと、使用ができないということでございまして、現在市のほうでは、実行委員会を初め、東大警察署、また東京都などとの関係機関とどのようなコースとすることがよいのか検討しているところでございます。その検討を踏まえまして、多摩湖駅伝大会としてふさわしいコースを維持できるように考えてまいります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

前回、狭山丘陵の観光振興や地域活性化を含めた地域の魅力を高めるためのネットワークといたしまして、東大和市、武蔵村山市、東村山市と西武・狭山丘陵パートナーズの4団体による狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会で取り組みを行っているとのことでありましたが、多摩湖を取り込んだ事業などは検討されているの

かお伺いをしたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 平成29年度の狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会では実施をいたしました基礎調査におきましては、観光資源の洗い出しといたしまして、多摩湖でのフィールドワークを行いました。今年度の活動計画でございます観光連携プランの作成に当たりましては、多摩湖周辺の文化財や神社仏閣等の建造物、また郷土博物館やプラネタリウムなども観光資源として取り込んだ観光構想やガイドブックの作成を見据えて検討されるものと考えてございます。

なお、平成30年度の狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会につきましては、新たに瑞穂町に加えまして、埼玉県側の入間市、所沢市が参画をいたしまして、狭山丘陵を包囲する形の5市1町1団体でさらに連携が広がりました。現在6月下旬から活動を開始する計画で準備を進めてるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

東大和に東京都の水がめがあるということは非常に大切なこととか、重要なことなんだろうなというふうに思っております。ですから、さっき顔なし、へそなしと申しましたが、これがへそになる、ただだけれどもあくまで東京都の水がめなんで、へそになることはない、核としてなることはないのかもしれないですけども、東大和市の25%を貯水池が占めてるわけですね。やはりそういう意味では、これをどんな形かにどんどん利用していかない手はないと思います。ましてや、この連携事業もそうなんですけども、大和にあるものですから、ぜひ大和のほうが率先してこういう事業についてはどんどんどんどん進めていっていただきたいというふうには思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、都市基盤整備についてであります。

空き家対策の現状と課題であります。

こちらの件につきましては、もうこの議会の中でもさまざまな議員の皆さんがいろいろ質問をさせていただきましたけども、重複する部分もあるかと思ひますけども、ぜひひとつ聞いていただきたいと思ひます。

次に、都市基盤整備についてであります。

少子高齢化や人口減少が進む中、都市基盤整備を考える上で、さまざまな視点から現状や動向を把握する必要があるというふうにご考慮しております。生産緑地の2022年問題もその一つであると思ひます。

これに関連して、今後空き家の増加に歯どめがかからなくなるのではとも言われております。

そこで、まずは空き家の実態を把握する必要があることから、①で空き家対策を入れましたが、市長の答弁やほかの議員への答弁を聞く限りでは、空き家の実態把握は課題だと認識しているものの、実態調査には費用がかかるため調査が進んでいないとのことでございます。

しかし、実際には空き家に対する苦情や相談があり、適正管理のために対応しているということですから、ある程度の実態を把握してるといふふうにお思ひますので、その点をもしお聞きしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○総務部参事（東 栄一君） 空き家の実態についてでございますけれども、近隣の住民の皆さんから相談等が寄せられた空き家につきましては、防災安全課の職員が現地調査を行いまして、管理が不適切な空き家につきましては所有者を調べて、適切な管理についてお願ひしてるところでございます。

そうした上で把握してある空き家ということであれば、現在市で把握してある空き家は105件ほどになります。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 現在把握してる空き家について、空き家が多い地域や少ない地域など、地域ごとの特徴は見られるものなんでしょうか。ちょっとそれについて教えていただきたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 現在の市で把握してる空き家を町名別に申し上げますと、多摩湖はゼロ件です。芋窪が9件、蔵敷がゼロ件、奈良橋が4件、湖畔が17件、高木が5件、狭山が16件、清水が9件、向原が11件、清原が1件、上北台が1件、桜が丘が2件、立野が2件、中央が4件、南街が17件、仲原がゼロ件ということになりますので、現状で把握してる空き家ということではいいと思いますと、湖畔、狭山、南街の地域が多いという状況でございます。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 現在把握している限りでは、湖畔、狭山、南街の地域に空き家が多いとのことでありますがけれども、東大和市は空き家が多いのか少ないのか、空き家の比率がよその市に比べてどうなのか、そのあたりのことが知りたいところではあるんですけども、実態の調査をしていないということですので、今回は何うのはちょっと控えてはおきますけれども、空き家の実態を把握することで都市の空洞化の問題が見えてくることもあるかとは思いますが。また、都市整備基盤を考える上での前提になるものというふうにも思います。ぜひ早期に空き家の実態調査を進められるよう要望しておきたいと思っております。

それでは、次に、2の人口の現状と今後の課題に移ります。

人口の現状と今後の課題であります。

住民基本台帳上では、平成27年より、市の人口は既に減少傾向に転じてるとのことでしたが、今現在の市の人口の状況についてお伺いをしたいと思います。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 今現在の市の人口の現状についてでございますが、平成27年から平成29年の年間の住民基本台帳の人口は、各年とも死亡数が出生数を上回ったことによる自然減と、転出数が転入数を上回ったことによる社会減の両方の影響を受け、3年連続で減少しております。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 平成26年までの増加傾向であった市の人口が平成27年より減少傾向に転じ、今後も市の人口減少が進むと、市にとってどのような影響がありますか。お伺いをしたいと思います。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 人口減少が続いたことによる市にとっての影響でございますが、少子高齢化による人口減少が進むと、市税収入の減少、社会保障費の増大、消費の減少、地域経済の縮小、商店の減少、地域社会の活力の低下などの影響があると考えております。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) それでは、そのような影響を抑えるための課題を解決するための手段として、市が行っている対策等を教えていただきたいと思っております。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 解決するための手段と対策についてでございますが、市では、将来にわたって持続可能な行財政運営を行うためには、人口減少の抑制を図ることが課題であると考えております。

そのため、日本一子育てしやすいまちづくりを目指した子ども・子育て支援施策、市の認知度の向上や市の魅力の共有を図るためのブランド・プロモーション施策、健康寿命の延伸などを行うための健康施策などを行うなど、人口減少の抑制に努めてるところでございます。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 空き家の現状と人口の現状を今お聞きいたしました。

実は先日、北九州というところにちょっと行ってまいりました。4日間、ちょっとゆっくり夫婦でしてきたんですけども、若い夫婦が新居を構えたので、新築のお祝いがてらちょっと遊びにいったんです。北九州というところの人口が96万2,981人、面積が491.95キロ平米であります。大和と比べると随分大きさがまるっきり違いますし、規模も違うのはもう歴然としております。

ただ、これは参考事例として一つお話をさせていただきます。

その新築をされましたところが、大和でいうと湖畔地域のような閑静な住宅地域でありました。その一部は湖畔地域でありますけど、全体のスケールとしてはこの辺の多摩センターというような、そういうふうな趣のある地域であります。町内には定期のバスがちゃんと走っております。モノレールの駅まで徒歩約10分ぐらい、それから高速のインターまで車で約10分、それから買い物の商店街やなんか、大型店が建ち並ぶ中心街までは車で5分から10分、それから学校も徒歩で10分、保育園も車で10分ぐらいと。神社があったり、お寺も近くにあります。また、そのまちの外れのほうにはホテルの育成する川もあるような住宅街でございます。

どうして選んだのっていうふうに聞きましたら、そういう地域が幾つもあるそうなんです。幾つもあるんだけど、自分たちが選んだ理由としては、若者も高齢者も混在してる地域だっていうんですね。私も4日間いましたので、朝そこら辺を散歩していくと、気さくに私に声をかけたり、近所のおじいちゃん、おばあちゃんが、そういう地域が形成されてるわけですね。また、新旧の住民や住居の入れかえや建て替えなんかも頻繁に起きておまして、本当に若者と高齢者の混在する閑静な環境もとの整った住宅街なんです。

ですから、今の若い人だから、若者同士のほうが遠慮なくていいなっていうふうにも思いますが、やはり環境、子供を育てる環境というのをいろいろ考えた上で、そういうつき合いができるところみたいなところ、そういう部分のことを考えていただけの方がすごく多いように思いました。

ですから、そういう地域が幾つかあるんだけど、そういう若者ばかりの地域は今ちょっと人気は少し落ちてきてますねっていうふうなお話でした。そういうようなことも、大和で今度は住んでいただく方にはそういうふうな環境づくりみたいなものもこちらから提供してあげるとか、そういう情報を提供してあげるとか、そういうのも必要になるのかなというふうにも思っております。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） 先ほど議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本定例会における一般質問の日程につきましては、6月6日水曜日からあす6月12日火曜までの5日間としておりますが、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、あす6月12日火曜を休会とすることと決定いたしました。

よって、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に、6月12日から15日及び18日、19日の6日間について休会の議決をとることといたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○8番（中村庄一郎君） それでは、続けて再質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど、北九州の事例を少しお話をさせていただきました。今の若い人たちもこのように閑静な住宅街であったり、条件が非常にいいところであっても、やはりその混在、若い人と高齢者との混在があるところのほう落ちついてそういう穏やかな生活みたいなことができるみたいなところを求めている人も結構多いようですね。

ですから、できれば、例えば高齢化率が進まない、なるべく早く、余り進まないうちにそういうところを、市内の例えば不動産屋さんも含めて、ちょっとそういうところでオール大和で、こういうところもあるよとか、その地域の紹介をしていくとか、そういうふうにしていくと、そういう高齢化率とか、あと空き家の問題とか、何かここでは近所の植木まで、おじいちゃん大変だったからなんて、近所の若い人がやってくれたり、いろいろそういうことなんかも、非常に自治会なんかもしっかりしてるようであります。ですから、そういうこともやっぱり大和の一つの形になっているのかなと思いますので、ぜひそういうことも率先して進めていただければと思います。これは要望でございます。

続きまして、ちょっと話は変わるんですけども、現在頓挫してる向原地区のプロジェクトがありますね。このプロジェクトは非常に良質な戸建て住宅が200棟程度建設される地区であったというふうに思っております。正確な個数は何棟だったかちょっと、改めて確認をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原地区プロジェクト、戸数でございますけど、北地区に81戸、南地区に109戸、合計で190戸の良質な戸建て住宅が計画されておりました。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） そうしますと、仮に1棟当たり3人でお住まいとしても約570人の人口増になりますよね。しかも、70年の定期借地ですから、定住の人口の増にも効果がありますよね。また、税の関係、お聞きしたいのですが、仮に向原地区プロジェクトが実施されたとなると、税収がどのように影響してくるかどうかをちょっと教えていただければと思います。

○課税課長（真野 淳君） 仮に向原地区プロジェクトが実施された場合でございますが、現状の更地の状態との比較でお答えしますと、次の2点に影響したと考えております。

1点目は、家屋に対します固定資産税及び都市計画税の増額、2点目が市民税個人の増額、以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

やっぱりその向原プロジェクトは、今いろんなお話が出てますし、今回の議会の中でもあの地域についてはいろんな質問が出ておりますけども、市にとって効果が大きいことということは今の答弁のことでよくわかりました。

ただ、プロジェクトが頓挫している現状が非常に残念だなということでもあります。前回のプロジェクトのままの再開は非常に難しいかもしれませんが、少しでも住民が、住宅が残るような協議が進むことを願います。

たいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、都市化と農地についてであります。

開発の現状と今後の課題についてであります。

都市化と農地については、アといたしまして、開発の現状と今後の課題についてであります。市長答弁で、平成29年度の開発事業の件数は31件とありましたが、この31件について、開発面積別の内訳をお尋ねします。

また、31件のうち、地域別に見ますとどの辺の地域の件数が多いのか伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 開発区域の面積別の内訳でございます。500平米未満が7件、500から1,000平米未満が12件、1,000から3,000平米未満が12件となっております。

また、地域別に見ますと、多いほうからでございますが、上北台・立野地域が9件、中央・南街地域及び芋窪・蔵敷地域それぞれ各7件というふうになってございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 農地が開発にかかって宅地化されるケースがよく見受けられております。特に生産緑地が開発にかかるケースが見受けられますけれども、31件のうち生産緑地が開発にかかった件数は何件で、その面積はどのくらいになるのでしょうか。概算で構いませんので教えていただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 31件のうち、生産緑地であった農地が開発にかかった件数は7件でございます。その面積は概算で5,000平米ということでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 今までの答弁から考えますと、開発にかかる場所としては、交通利便性の高い地域とか、また比較的農地が残されてる地域が多いというふうに言えると思います。とりわけ、まとまった面積のある生産緑地の宅地化が進んでいると、そういうことで危惧をするところであります。

生産緑地の2022年問題については、これまでも議会でも取り上げられてきましたけれども、その中で市は、法改正により創設された営農義務を10年間延長する、特定生産緑地の指定について検討を進めていくとしておりますけれども、このようなスケジュールで進めていくのかお伺いをしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成4年11月に指定しました生産緑地は平成34年11月に指定から30年を迎え、買い取り申し出が可能になります。

改正後の生産緑地法によりますと、営農義務を10年間延長する特定生産緑地の指定につきましては、当初の指定から30年が経過する前に行う必要がございますので、平成34年11月までに指定する必要がございます。現在東京都が中心となりまして具体的な事務の進め方を協議しているところでございまして、スケジュールにつきましては、近隣市も含めて今のところ具体的なものは定まっておられません。

市といたしましては、平成4年の指定から既に26年が経過し、所有者の住所や氏名の変更も考えられますことから、今後台帳を更新して、生産緑地の所有者への直接的な働きかけを行っていく必要があると考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ都市に潤いを与える生産緑地の保全に積極的に取り組んでほしいというふうに思います。

次に、では④といたしまして、市内交通機関についてであります。

地域交通の充実につきましては、現在芋窪地域と湖畔地域におきまして、市民と市の協働で検討を進めてお

ります。この協働の取り組みですけれども、住民福祉の向上を図るためには、市だけではなく、住民も協力し検討することにより、みずからの地域をよくしていこうとする姿勢も重要ではないかというふうに思います。市長は施政方針でも協働という言葉をよく用いられておりますが、市長が進める協働の取り組みとして、具体的に行動している事例が芋窪地域と湖畔地域のコミュニティタクシーであるというふうに考えております。

基盤整備として、コミュニティタクシー以外にも具体的に協働で取り組んでいる事項がどのようなものがあるかどうか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 基盤整備ということで申し上げますと、例えば地区計画を定める際に懇談会を開催しまして、市民意見を取り入れながら計画を構築していくとか、あとは道路の植樹帯に市民に花を植えてもらうなどの、そういった協働の取り組みを行ってるところでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） コミュニティタクシーにつきましては、一昨年、芋窪では自治会を初め、豊鹿嶋神社、長友会、商店街等の9団体と、あと向原老人ホーム、れんげ保育園の法人を含む全部で11団体で設立された芋窪地域交通検討会というのもコミュニティタクシー運行に向けて着実に今進んでいるようであります。

また、芋窪地域の方々も非常に待ちかねておられるようであります。地域で限定された交通機関は、子供とか高齢者の人に対しても非常に安心でやさしい交通手段というふうに考えられます。また、会議も重ねておるうちに、市との協働の作業やアンケート調査等を見させていただいても、地域の方々の非常にポテンシャルの高さがうかがえるようであります。

このことは芋窪地域のみではなく、私は東大和の皆様方もそうであると常々考えている場面もたくさん見してきました。本当に東大和の皆さんっていうのは、そういう意味では、人、事においていろんな形で潜在能力、ポテンシャル、こちらをうかがわせていただくような昨今であるかなというふうに思っております。

ただ、非常に残念なことがあるのは、余りにも規制が厳しく、必要である地域にとってもう少し寛容であってほしいなというふうに思います。どこへ持っていこうと、運行面での規制緩和が必要というふうに考えられます。ぜひ市長におかれましては、警視庁等々のいろんな関連もありますけれども、ぜひ出向いていただいて、少しでもこういう事業が先に進むようにひとつお願いをしたいと思っております。

また、芋窪地域と湖畔地域の取り組みも、地域住民がルートを考えたり、アンケート調査を行ったりと、市と協働で進めている具体的な事例でありますけれども、私は市と地域住民が進めるこのような協働の取り組みをもっとほかの分野に広げていくことが必要だというふうに考えております。要するにポテンシャルの高さをやっぱり行政側としては上手に使われたほうがよろしいかと思っております。

その上で、市の進める協働の取り組みを受け入れて、積極的に活動している地域や団体につきましては、その主体的な取り組みをさらにバックアップするよう市の支援が必要と考えております。特に地域の実情や特性、また協働の度合いなどそれぞれ異なりますから、市が協働の取り組みを深めていく中で、ぜひ地域特性を踏まえた支援に御尽力をいただくことを要望しておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

いよいよ本題であります。

日本一子育てしやすいまちづくりについてであります。

妊娠、出産など、お子さんが生まれることは大変喜ばしいことではありますが、新米ママ、パパには、同時に初めて経験となり、不安など負担も大きいものであります。この妊娠、出産をよいものにすることがそ

の後の続く子育てを前向きにしていくために大変重要であるというふうに考えております。

市長答弁では、安心して子供を出産できるよう切れ目のない相談支援を行うとのことですが、具体的にはどのように支援をしていくのかお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 具体的な支援についてでございますが、妊娠、出産によります身体的また精神的な負担は女性にとって大きく、きめ細やかな相談支援が必要でありますことから、市では、保健師など専門職が基本的に全ての妊婦さんと面接相談を行い、相談支援のほうを行っております。

妊娠期からの切れ目のない相談支援におきましては、孤立させないこと、行政など相談支援機関と顔の見える関係を築くことが重要であると考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 妊娠期から出産後まできめ細かに相談をしていただけるということでありますけれども、その後に続く子育てを前向きにするよいものであるというふうに認識をいたしました。

それでは、何か東大和市の独自性を持つものはあるのかお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 市の独自性についてでございますけれども、市では、市長名で、市全体で子育てを応援していきますというメッセージカードとともに、タオルセットを内容といたしました育児パッケージを作成しております。お子さんがお生まれになった御家庭に直接お渡ししてお届けのほうをしております。また、子育てアプリケーション「東大和スタイル」を独自に作成、配信いたしまして、子育て家庭の皆様にご子育て情報や予防接種の管理など、アプリの機能を活用して子育てに役立てていただいております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 育児パッケージや「東大和スタイル」など工夫されているということは承知をしております。これらの市の独自のもを今後さらに充実させていく考えはあるのかお伺いをいたします。

○福祉部長（田口茂夫君） 充実に関してでございますけれども、育児パッケージの配付につきましては多くの方々から好評の御意見をいただいております。このことから、現時点では引き続き実施をしてみたいと、このように考えております。

また、アプリでございます「東大和スタイル」につきましては、機能や掲載内容につきまして利用されている方から幾つかの御意見をいただいております。この対応につきまして、利便性や情報更新など、関係機関や事業者との協議を実施してきておりますので、引き続き実施を行うとともに、できるところから充実をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

続いて、幼児期、幼稚園とか保育園ほかにおける現状と今後の課題についてお伺いしたいと思います。

平成30年4月の待機児童数は何人になりますか。皆さんお聞きしてるようなところでございます。また、平成29年の同期と比べてどのようになっておりますか。お伺いをいたします。

○保育課長（関田孝志君） 平成30年4月1日の待機児童数につきましては24人でございます。平成29年の同時期では3名であり、21名増ということでございます。待機児童はいずれもゼロ歳となっております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 待機児童がゼロ人にならない理由はどのように分析しておりますか。お伺いをいたします。

○保育課長（関田孝志君） 平成29年度は、認可保育園の建て替えが2園、また小規模保育の増床による定員拡大、小規模保育の1園、新規に開設、このような事業を行ってきましたが、これを超える申し込みがあった結果として待機児童になってしまったと。

平成29年度と30年度のゼロ歳児を比較いたしますと、人口は15人、2%増と。ですが、申し込みのほうは46人で27%増というふうになってございます。

保育園等の整備率につきましては、平成30年4月1日のゼロ歳児については人口の26%を超える、要は4分の1以上が入れるほど席を用意しているところでございます。

保育所の整備を進め保育園に入りやすくなったことにより、女性の社会進出への契機になり、社会の活性化につながっていくというよい循環になっているというふうに思われますが、保育実施側といたしましては、そのニーズを適切に捉え、対応していくことがかなり難しいという状況になってございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

保育士の採用が課題となっているようでありますけれども、市で実施している対策があれば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 保育士不足につきましては、都市部の自治体における喫緊の課題となっております。

当市におきましては、保育士確保に向けて他の自治体との優位性が図られるよう、独自の事業といたしまして、保育士採用促進補助金や直接賃金に反映するキャリアアップ補助金、保育士の処遇改善加算などのほか、処遇面においては宿舍借上げ補助金、今年度新規に独自事業として駐車場確保事業など、保育士として働きやすい環境を整えているところでございます。また、本年7月28日には、私立保育園長会と東大和市の主催でビッグボックスにおきまして就職相談会を開催することを予定しております。

施設整備とあわせ、保育士確保に向け努めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

続きまして、平成30年4月の保育園の空きの状態はどうであるか教えていただきたいと思っております。

○保育課長（関田孝志君） 平成30年4月1日の保育園の空き状況でございますが、1歳児が7人、2歳児が29人、3歳児が23人、4歳児が36人、5歳児が43人、合計169名でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 現在の施設を超えない状況で待機児童を解消するにはどのような施策があると思われますか。もしあれば教えていただきたいと思っております。

○保育課長（関田孝志君） 各園も定員に近いだけの人数が入ってございます。希望によって空きがあるというような状況がございますが、各施設の状況にもよりますが、保育士をさらに確保できれば、もしくは床面積をふやすような増築等、こういうことをすれば少なからず受け入れが可能になる場合もございます。

しかし、この場合、預かれる人数は若干名であり、保育ニーズが高い市の南部においては、建築される面積もいっぱいまでつくっておりますので、これ以上床が延ばすことができないというような状況もございまして、なかなか難しいと。

今後につきましては、市財政の影響を考慮しながら、社会情勢や人口動態等を踏まえ、適切に保育ニーズを捉えた上で施設整備や配置を検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） どうもありがとうございました。いろんな形で調査したり、今後の検討をいろいろしていただいているようであります。働き方や環境の見直しということがこう必要なのかなということもありますね。

これちょっと特殊な例かなとは思いますが、35歳の主婦の方で共働きであります。3歳の女の子と生まれたばかりの5カ月の男の子。3歳の女の子は保育園に現在まで入れてあると。着がえはもちろん、洗濯物を畳むお手伝いなんかも、もう3歳でありますから、手伝ってやってくれるとか、保育園でのお友達もたくさんできて、ママもママ友たちもできたと。3歳を機に1年間保育園を休業させようと思っていると。何でって聞いたら、そしたら、5カ月の男の子、要するに弟ができたので、きょうだいの関係みたいなものを今ちゃんとつくってあげたいんだと。それには自分の手で育てながら、家族の関係だとか、きょうだい関係だとか、そんなことを1年間自分が仕事を休んで、共働きで休むのは大変なことだとは思いますが、日ごろ私たちが耳にしている言葉とは大きく違ってたので、大変なんじゃないの、どうなんだろうというふうなことで心配はしてるんですけど、いやせつかくの大切な時期で、きょうだいとのきずな、親子とのきずなみたいなものを家できちんと育てたいなという話をいただきました。本当に1年間、女の子は家族のあり方を知り、5カ月男の子は母親と3歳のお姉ちゃんからいろんなことを教えてもらい、きょうだい愛とか、そういう部分もお姉ちゃんのほうもその男の子も、その1年間で母親がついているんことを教えたいんだと、こういうことがありました。

生活の環境が許す子育ての提供っていうのがあると思うんですね。そういうことも何か市のほうで何か勉強会みたいなもので提供していくみたいなこともあってもいいのかなというふうに思われます。ぜひこれは要望としてお伝えをしておきます。

次に、教育における現状と今後の課題についてであります。

市長答弁にもありましたとおり、各学校では校長のリーダーシップが発揮され、特色ある教育活動がされているということであれば、大変すばらしいことであるというふうに思います。

そこでまずお聞きしたいと思いますけれども、校長のリーダーシップや特色ある教育活動の状況について具体的に教えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 校長のリーダーシップや特色ある教育活動についてですけれども、例えば地域との連携を積極的に推進し、地域とともに協働した教育活動、また環境整備の具現化を図り、コミュニティスクールに発展した小学校がございます。また、子供たちの豊かな学びを促すために、挨拶、集合、廊下歩行、返事など、日常生活習慣や規律の安定向上を図ったことにより落ちついた学習が展開され、学力向上につながった例がございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 今お聞きした校長のリーダーシップのもと、具体的な特色ある活動が展開されており、すばらしいと感じております。そのような活動を通して、東大和の子供たちにもさまざまなよさが引き出されているということだと思います。

それでは、特色ある教育活動の具体的成果として、子供にどのような姿が見られるようになったかを教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 具体的成果としてですけれども、一例ではありますが、まず第七小学校では、総合的な学習の時間において、保護者、地域とともにホテルの養育の体験学習、またその学習成果の発表会を20年以上にわたって実施をしております。第八小学校では、代表委員会による挨拶運動、また第四中学校では生徒会によるボランティア活動がそれぞれ高く評価をされ、東京都教育委員会から表彰を受けています。

中学校の部活動では、四中の陸上競技部の関東大会や全国大会への出場、三中吹奏楽部の全国優勝、三中合唱部の都大会入賞など多くの成果が見られています。

以上です。

○**8番（中村庄一郎君）** ありがとうございました。

子供たちのよさが多くの学校で多様な姿としてあらわれているのがよくわかりました。

これだけたくさんのおよさが見られるということであれば、教育長答弁にもあったように、それらを保護者や地域の方と共有したり、情報発信したりすることは、新学習指導要領の趣旨としても示されていることであります。社会に開かれた教育課程を実現する上でもますます重要なことではないかというふうに考えます。

それでは、学校、教育委員会は具体的にどのように保護者や地域との共有を図る取り組みを推進しているのかを御説明ください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 保護者、地域との共有を図る取り組みについてですけれども、学校においてはインターネット等を活用してホームページの発信、校長ブログの発信、また紙面上になりますが、学校だよりや校長だよりあるいは学年だより等情報発信をするとともに、学習発表会、音楽会、学校公開など、子供たちの姿を積極的に公開する場を設定しております。

教育委員会では、答弁にも幾つかありましたが、いじめ防止のためのシンポジウム、児童・生徒活動報告会、けやきジュニア音楽祭、小中合同音楽祭、東大和アンサンブルクリニック、きらめき友好アート展など、児童・生徒の活躍の場を多様に設定するとともに、市報等での広報にも努めているところでございます。

以上です。

○**8番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

先ほどもポテンシャルの話をしていただきましたけれども、東大和の子供たちがポテンシャルの高い大人に成長してもらいたいなというふうに思うわけです。その能力を引き出す方法というのがあるようですけれども、ここでちょっと御紹介させていただきます。

潜在能力を引き出す方法やこつということですね。苦手なことをやってみるようになる。好きなものをとことん追求してみる。人とは違ったことをしてみる。無になり自分が心から求めていることを知る。願いを紙に書く、言う、念じる。基本的な生活習慣を整える。芸術作品に触れてみる。職人さんやプロの人とかかわる。自分自身のことをよく知るといふことだそうでございます。

また、具体的に保護者、地域と情報を共有する機会があるということで、学校だけでなく、子供や学校を取り巻く全ての人たちが力を合わせて、協働して子供たちを育てるとの一助にもなるかというふうに考えられます。ぜひ現在の魅力ある学校づくりの取り組みを継続するとともに、保護者や地域が一体となって学校を支えていくことができるような取り組みをさらに推進していくことを期待して、この質問を終わらせていただきます。

次に、就職にかかわる現状と今後の課題についてであります。

東大和市における就職事情というものも子育てしやすさに大きく関係してくるはずであると思います。特に

子育てと両立できる仕事になかなか見つからないなど、パートや再就職に関する不満という不安を持っている方が多いと実感しております。市もさまざまな雇用、就労政策に取り組んでおりますけれども、PR不足であるかと。利用者の少なさといった課題もあるように感じてはおります。

そこで、市が行っている就労支援策についてどのように周知を図っているかをお伺いをいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 就労支援策の周知についてであります。東大和市といたしましては、雇用・就労支援策について、まずハローワーク立川を初め、東京しごとセンター多摩などと連携を図りながら支援策に取り組んでるところでございます。その具体的な周知の方法につきましては、主にホームページや広報を活用するほか、窓口やパンフレットスタンドを活用し、就労に関する各種情報の提供を実施しているところがございます。

さらに、就職情報室に関しましては、庁舎1階の窓口数カ所に案内用のプレートを設置し、利用の促進を図っているところがございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 日ごろからの取り組みについてはわかりましたけれども、市民と雇用をつなげ、取り組みは大変重要であり必要なことだと考えておりますので、今後もさらなる強化を図っていただきたいというふうに思います。

もう一つお聞きしますが、市民の就労についてに向けた取り組みの実績はどのような状況なのか、またその中でも特に女性向けに実施したものはあるのかどうかをお伺いをいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） まず市民の就労に向けた取り組み実績についてでございます。

取り組みの成果につきましては、特に市民というのに限定したものではありませんが、平成29年度におきましては隔月で年6回、ミニ就職面接会といったものを実施いたしまして、面接者が53人、全体でございました。その中で採用に結びついた方が10人、うち4人の方が市内在住の方でございます。

また、このミニ就職面接会とは別に、シニア向けに取り組んだ仕事説明会におきましては、参加者20名中2人の方が就職に結びついております。

さらには、直接市が行ったものではございませんけれども、商工会の若手技術者育成事業といったもので、インターンシップとして行われた事業でございますが、こちらにつきましては、一昨年の28年度でございますけれども、実習生の一人が体験先企業に正社員として雇用されたといった実績もございます。

また、女性向けの取り組みについてでございます。

産業振興課の取り組みといたしましては、現在までのところ、女性に限定した雇用・就労支援策というものは実施してございません。女性の雇用・就労に向けた個別相談等につきましては、マザーズハローワーク等へお問い合わせいただくように御案内をしているところであります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 就職事情については、市内や近隣に働く場があるから定住に結びつくということだと思うんですね。地元で育つ子供たちも同様にリクルートできれば定住率も高くなるのではないかとこのように考えております。

また、シニア向け就労支援の取り組みの話もありましたけれども、女性も含め、誰に対しても同じくリクルートがうまくいくような雇用・就業政策を進めていただき、ぜひ日本一子育てしやすいまちづくりに結びつけてほしいというふうに思っております。

また、就職支援では、もう一つお聞きしたいことがございます。

先日、NHKのある番組でミッシングワーカーという言葉を目にいたしました。これは本来、働き盛りであるはずの中老年労働者がさまざまな要因から働くことを諦めて働かないといった状態に陥り、その状態が続いてしまうことのようにあります。

市といたしましては、こうした労働者の実態について把握していただき、今後子育て中の親を含めて安心して働き続けられるような雇用政策が求められるというふうに思いますけれども、市の考えをお伺いいたします。

○市民部長（村上敏彰君） 雇用政策に関する御質問でございますが、本市では、ハローワーク立川との連携により就職情報室を設置しておりまして、一般的な求人案内及び就職に関する相談等に対応しております。

お話にございましたミッシングワーカーという状態につきましては把握してございませんが、将来的に生活状況が厳しくなることが想定されるような相談案件につきましては、現在におきましても就職情報室と東大和市くらし・しごと応援センターそえるとが連携をしながら対応しておりますので、市といたしましては引き続き雇用・就業に関する情報収集に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今ミッシングワーカーということではちょっとお伺いをいたしましたけれども、雇用のことにつきましては、今シングルマザーが子育て中に病気で育児ができなくなったとか、それどころか生活もままならない状態であるというような御相談もちょっと受けることがございます。ぜひ、市で窓口でいろんなそういうふうな相談も気軽に受けられるような、そういう体制をちょっとつくっていただくといいのかなと。なかなか窓口へ来るっていうのが、何かみんないろんな気を使いながら来るので、人の目線やなんか気にしながら来るようであります。ですから、できれば相談ぐらいいは気さくに来れるような体制もつくっていただいたりなんかするとありがたいかなと思います。よろしくお伺いいたします。

続きまして、住宅事情にかかわる現状と今後の課題についてであります。

子育てしやすいまちづくりを進めるには、もちろんソフトの施策が重要でありますけれども、ハードの施策として、住宅の確保という視点も考える必要があると思います。

先ほど開発の現状のところでは指摘したように、農地が宅地化されております。平成29年度の開発事業、31件ということですが、これにより提供された住戸の戸数は何戸になりますか。また、その内容として、ファミリー世帯向けの住戸の戸数と単身向けの住戸の戸数を教えていただきたいと思います。概算の数字で構いませんので、お伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成29年度に開発事業により供給された住戸の戸数、宅地の区画戸数でございますけど、230戸程度でございます。このうち仮にワンルームの住戸を単身者向けといたしますと約40戸ありまして、全体の約2割ということ。差し引き190戸程度、全体の約8割が単身者向け以外というふうに考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

約2割が単身者向けということがよくわかりました。単身の若い方であれば、まちの活性化につながる側面があると思いますけれども、単身者は就職や結婚などで転出する方が多いと思いますので、定住に結びつかないのではないかとこの考えも出てまいります。

そういう意味では、ファミリー向けの住戸をふやす取り組み、これが必要ではないかなというふうに思います。民間の住宅業者に市が規制をかけてファミリー向けの住戸の設置を義務づけるということは非常に難しいとは思いますが、せめてワンルームだけのアパートではなく、ファミリー向けの住戸も交えて開発するように誘導してほしいということも考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 御指摘のこと、なかなか難しい面もございますけれども、開発事業者との協議の際はそのようなことも伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひそういう形のことも、やはり市のほうから率先して進めていただければありがたいかなというふうに思います。

結構市内のアパートに住まれてる方が市内で戸建てを買うなんていう方もいらっしゃるようですね。ただ、先ほどの人口の推移なんかも聞きましても非常に転出される方も多いようでもありますね。そういうこともこれからちょっといろいろな策を考えながら進めていただければというふうに思います。

それで、最後の5番の行事、事業についてでありますけれども、こちらについてはまだこのところ数日間のうちにでも幾つかの行事、事業が進められてきておりました。そういう内容もございまして、また関係各位とも、いろいろ聞き取り等も私のほうでもちょっと時間の都合がありましてできません都合もございましたので、再質問はこの件につきましては差し控えさせていただいて、次回の議会のときにでもさせていただきたいなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（押本 修君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それでは、大項目の1ですが、国民健康保険の広域化に伴う6年連続の保険税大幅値上げについてです。

市は、ことし4月から6年連続で国民健康保険税を値上げし、昨年度水準を37.5%も引き上げようとしています。国民皆保険制度を脅かすものであり、連続値上げは中止すべきです。

①として、広域化に伴っての保険税見直しについて、多摩26市の状況を伺います。

②として、昨年度の保険料水準を6年で37.5%引き上げることですが、毎年の見直しにより引き上げ幅はさらに膨れ上がる可能性が大きいと考えます。このような大幅値上げは医療を受ける市民の権利を侵害するものになると考えますが、市の見解を伺います。

次に、大項目の2では、第5次行政改革大綱についてです。

①として、職員の月100時間を超える長時間残業は一刻の猶予も許されない重大問題です。職員定数は実態に即して管理すべきであり、毎年1名ずつ機械的に減らすべきでないと考えますが、いかがでしょうか。勤務時間の弾力的な運用も職員の労働強化を招くものであってはなりません、あわせて伺います。

②として、窓口業務の委託について、行政の役割を損なうものであってはなりません。検討状況について伺

います。

③として、一昨年7月に3割も値上げされたばかりの下水道使用料は値上げすべきではありません。検討状況について伺います。

④として、保育料や学童保育所育成料も値上げすべきではありませんが、検討状況について伺います。

⑤として、その他使用料・手数料について検討状況を伺います。

⑥として、市単独の扶助費の削減について検討状況を伺います。

⑦として、財政調整基金や公共施設等整備基金などの基金積み立てについてお伺いします。

大項目の3は、都市農業の振興・強化についてです。

都市農地の維持、都市農業振興のための課題について伺います。

①として、新たに生産緑地指定が可能となった300平方メートル以上500平方メートル未満の農地を持つ農家の指定の意向や、500平方メートル以上の生産緑地の指定農地を持つ農家の今後の営農の意向についてどのように把握をされてるか伺います。

②として、今後営農が困難になった農地の市民農園への利用や、また農家が直接市民に貸し付ける農業体験園への助成について導入するお考えを伺います。

③として、今国会で都市農地の賃借の円滑化に関する法案が審議をされていますが、成立した場合、相続等による農地の減少を予防するための税制上の措置や農地の利用についてどのような支援が可能か課題を伺います。

大項目の4ですが、横田基地へのオスプレイ配備並びにパラシュート降下訓練などによる市民生活への影響について伺います。

在日米軍は、重大事故が相次ぐオスプレイをこたしの夏ごろに横田基地へ配備すると発表し、配備に先立ち4月13日には5機が飛来をしました。また、4月10日にはパラシュート降下訓練時に切り離されたパラシュートが中学校の校庭に落下するという事故が発生しました。学校や保育園、福祉施設、病院や住宅が密集する首都東京で、オスプレイの配備や超低空飛行による訓練、パラシュート降下訓練を行うことは、市民の命と安全・安心を脅かすものであり絶対に許されるものではありません。

以下お伺いします。

①として、横田基地でのオスプレイの飛行訓練やパラシュート降下訓練などによる当市を含む周辺自治体の住民生活への影響について市の見解を伺います。

②として、横田基地に離着陸する航空機やパラシュート降下訓練などが行われる飛行経路を市はどのように把握をしているのか伺います。

③として、住宅密集地の上空での危険な訓練を行わないよう当市も米軍や防衛省に対し直接求めることが必要と考えますが、市の見解を伺います。

大項目の5になりますが、子供の学費の補助についてです。

就学援助や奨学金などの制度は、基本的には低所得世帯への支援というたてつけになっています。しかし、多子世帯などでは、中位の収入があっても実際には子どもの学費の捻出に困難を来している家庭もあり、そのため進学計画が立てられないという声も聞かれます。市独自に就学援助を補完する制度や廃止された奨学金制度を復活させ、子供の学ぶ権利を漏れなく保障することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、平成30年度からの国民健康保険の広域化に伴う多摩26市の国民健康保険税等の改定状況についてであります。新制度が施行されて間もないことから、各市の改定状況を取りまとめた資料等はありませんが、市の広報誌やホームページで確認する中では、26市のうち21市が国民健康保険税率等や賦課方式の見直しによる改定を行っていることを認識しております。

次に、国民健康保険税率等の改定に伴う市の見解についてであります。国民健康保険の制度改正の趣旨にのっとり、国民健康保険が抱える構造的な課題の解消に取り組むことで、市民の皆様が安心して継続的に医療を受けられる体制を築いてまいりたいと考えております。

次に、第5次行政改革大綱における定員管理の目標値等についてであります。市におきましては、厳しい財政状況の中、将来を見据えた持続可能な行財政運営が求められ、市民サービスの向上や効果的・効率的な行財政運営の実現を目的とし、平成29年度から平成33年度までを計画期間とします第5次行政改革大綱を策定し、その取り組みを進めているものであります。

定員管理の目標値につきましては、平成29年度を476人として、平成33年度までに1人ずつ段階的に削減を目指しております。簡素で効率的な組織とするため、民間活力の積極的導入や組織、事務分掌の見直しを行うとともに、さまざまな行政課題の対応に必要な人員を確保しながら定員の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、勤務時間の弾力的な運用につきましては、夏場の時差出勤など公務能率の向上と職員の健康管理の面から、他市の実施状況を踏まえて検討をしているところであります。

次に、窓口業務の委託についてであります。持続可能な行財政運営を実現するため、民間活力導入の推進の取り組みの一つとし、窓口業務の一部委託化の検討を行うものであります。

平成30年度におきましては、対象業務や費用対効果等の分析を踏まえ、委託が可能な窓口業務について検討してまいります。

次に、下水道使用料などの使用料・手数料等の見直しについてであります。事業経費を踏まえた受益者負担の適正な水準を維持するため、使用料・手数料等について3年ごとに見直しを行っております。

平成30年度は見直しを行う年度でありますことから、下水道使用料、保育料、学童保育所育成料、その他使用料・手数料等につきまして原価計算や料金との比較等を行っております。

次に、扶助費の分析、見直しについてであります。歳出縮減の取り組みの一つとし、扶助費の分析、見直しを行うものであります。

見直しに当たりましては、行政評価制度の活用、他市の状況を参考にするなど、総合的に検討した上で必要な見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金などの基金の積み立てについてであります。強固で弾力的な財政基盤の確立を図るため、基金の積み立てを行うものであります。

取り組み内容とし、財政調整基金につきましては、各年度末の残高を少なくとも標準財政規模の10%の額を維持し、公共施設等整備基金につきましては、最終年度であります平成33年度末の残高を標準財政規模の10%程度の額を確保する目標としております。今後公共施設の更新等を見据える中で、10%でよいのかど

うかも含め検討をしております。

引き続き、持続可能な行財政運営を実現するため、基金積み立ての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、新たに生産緑地への指定が可能となった農家の意向と、現在生産緑地に指定されている農地を持つ農家の今後の営農の意向の把握についてであります。平成29年度に実施いたしました農家意向調査によりますと、生産緑地の下限面積が緩和された場合、8.9%の農家が生産緑地としたいと回答しております。

また、農家の営農の意向につきましては、生産緑地を所有する農家に限定はしておりませんが、13.4%の農家が将来とも農業を継続したいと回答をしております。

次に、営農困難な農地の市民農園への利用や農業体験農園への助成についてであります。農地の保全活用を考える上におきまして、市民農園への利用の促進や体験農園の整備等に係る支援は重要な取り組みであると認識しておりますので、利用の対象者となる市民のニーズを把握する中で調査研究してまいりたいと考えております。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法案が成立した場合の税制上の措置や農地の利用に関する支援についてであります。税制上の措置といたしましては、農地所有者が生産緑地を利用者に貸し付けその利用者が耕作する場合や、農地所有者が第三者を介して生産緑地を市民農園として貸し付ける場合でも、相続税について納税猶予を受けることが可能となります。また、農家への支援といたしましては、関係機関と連携し、貸借を円滑に行う仕組みに関する説明会等の開催が考えられるところであります。

次に、横田基地におけるオスプレイの飛行訓練等による住民生活への影響についてであります。オスプレイにつきましては、これまで国内外におきまして事故や緊急着陸などが発生しております。また、航空機からの部品等の落下は重大な事故につながるおそれもあります。このことから、周辺自治体の住民の皆様にとって安全性への懸念があるものと考えております。

次に、横田基地における航空機やパラシュート降下訓練等の飛行経路についてであります。国が平成27年5月に横田基地周辺市町基地対策連絡会の構成市に横田基地へのオスプレイの配備について説明をしました資料におきましては、横田基地に離発着する航空機の既存の飛行経路が記載されております。パラシュート降下訓練等の詳細な飛行経路につきましては把握しておりません。

次に、横田基地における航空機の訓練についてであります。東京都市長会におきましては、平成30年度東京都予算編成に対する要望事項の中で、市街地上空における低空での訓練飛行の中止や離発着訓練等に関する適切な情報提供を国に働きかけるよう東京都に対しまして要望しております。

また、平成30年5月29日には、国に対しましてCV-22オスプレイの横田基地配備に関し、地元自治体や周辺住民に対する十分な説明責任を果たすことや、安全対策の徹底と環境への配慮等について米国に働きかけるよう要請文を提出しております。

横田基地における航空機の訓練につきましては広域的な課題でありますことから、引き続き東京都や多摩26市との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、子供の学費の支援についてであります。市では、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、教育上必要な経費の一部を援助するため、就学援助費を支給しております。また、市の奨学資金の貸付制度につきましては、その利用状況と、国から支給される就学支援金や東京都の奨学給付金等の内容の充実等を鑑みながら検討しました結果、平成27年度をもちまして廃止いたしました。市における奨学資金の貸付制度の復

活は現在考えておりません。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 子供の学費の支援についてであります。経済的理由により就学困難な児童の保護者に対して教育上必要な経費の一部を援助する就学援助費につきましては、周知を十分に図りながら今後も適切に支給してまいります。

奨学資金の貸付制度につきましては、国や都の制度の充実や直近の利用実績並びに平成25年度の外部評価会議の意見を参考に、平成27年度をもちまして廃止といたしました。

制度の廃止後は、東京都育英資金などさまざまな貸付制度や助成制度の周知を十分に行っており、市独自の貸付制度を要望される声につきましては把握してございません。

これらのことから、貸付制度の復活は現在考えておりません。引き続き御相談を受けた際には、各種の制度を丁寧に御紹介してまいります。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、大項目1の国民健康保険についてですが、26市中21市が税率改定等を行ったということなんですが、いずれも値上げということだったのでしょうか。まず伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 保険税の改定が行われた市の中で9市が賦課方式の見直しに合わせた保険税率等の改定を行っており、土地や家屋の固定資産税額により発生する資産割や、世帯ごとに発生する平等割を廃止し、このことに伴う保険税率等の改定が行われています。

こうした賦課方式の見直しによる改定が実態として保険税の増となっているのかにつきましては、現状では詳細を把握してございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 例えば東村山では、法定外繰り入れを10年かけて解消するっていうことをされたり、また清瀬市では賦課方式の見直しにとどめる、また東久留米市では法定外繰り入れを増して値上げを抑えるというようなこともとられてるようです。各自治体とも、住民の生活実態に配慮した形でそれぞれこういった措置をとっているんですが、今挙げたところはいずれも当市と同様な生活条件で市民が暮らされてるところを例にして申し上げましたけれども、これ、こういったことから考えると、広域化に伴って保険料の見直しによって30年度の保険料水準を激変することを厚生労働省自身もこの間懸念をして、9月の納付金の算定システムの全国説明会の際や、また1月の全国主管部課長会議でも繰り返し繰入額の維持や、また算定方法等を維持するようにと各自治体に求めたということが報道されています。

この結果、30年度の標準保険料は値下げまたは維持をしたという自治体は全国ではもう57%に至っているということであります。3月末に厚生労働省が調査結果を発表したものであります、これは。

東大和市は、こういった厚生労働省自身が懸念してるようなこういう値上げによる影響について、むしろ前のめりです。市民の生活実態を顧みずといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、考慮しないでこの値上げに踏み切ったんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 御指摘の厚生労働省の調査結果につきましては、一般会計からの繰り入れによる補填等を反映させていない理論上の数値でございまして、一般会計からの繰り入れを行っている区市町村では実際の保険税や保険料額が異なっております。

東京都内の26市では、一般会計からの繰り入れによる補填が行われておりますので、解消に向けて取り組むことから、東京都国民健康保険運営方針に基づきまして6カ年の国民健康保険の財政健全化計画を策定する必要がありますがございました。当市におきましても、この計画に基づきまして改定を進めてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 3月議会では、私どもはこの値上げについては行うべきではないということで反対をさせていただきました。その理由としては、市民の暮らしの実態に照らせば、今これ以上の公的負担がふえることは、市民生活自体成り立たなくさせることだっていうふうに考えております。

きょうは一例、ぜひ紹介したいと思うんですが、私が先日御相談をいただいた世帯では、こういう負担関係になってるということでありました。

これ40代の夫婦、御主人が働いていて奥様は専業主婦、旦那さんの事業所得546万円、子供は高校生、中学生、小学生、幼児の4人という6人家族のケースです。この方は5人未満の個人事業所にお勤めの方なので公営国保に入ってるということなんですけども、この方の30年度の国保税は計算しましたら65万と500円というふうに算出されました。所得税、市民税、国民年金保険料等々合わせた公的負担は、これ計算しましたら173万円と、6人家族が生活に使えるお金はこの差し引きでいうと373万円、12カ月で割れば31万1,000円、月に使えるお金は、児童手当3万5,000円はこれは当てにしていいたかと思うんで、これを入れても34万6,000円にしかありません。これは、この世帯の生活保護基準を計算してみますと35万2,000円となりまして、6,000円を割り込む額ということになります。事業所得546万円というのは、給与所得に換算しますと、年収で740万円というふうになるんですけれども、これはちょうど平成28年度の国民生活基礎調査の平均の収入、所得ということになります。大体日本中の人を順番に所得の高い順から並べると上位4割のところのところに位置する方っていうことになるそうなんですけど、ちょうどこの平均所得に当たるわけです。

国保の世界では、この世帯は高所得者世帯ということで扱われますけれども、実際にはこれらの公的負担によって生活保護基準を下回る、いわゆる境界層になってしまいます。どんなに慎ましく生活をしていてもこうなるわけですから、多子世帯の軽減など、この間国保税の軽減も導入はされてきましたけれども、それでももう負担の限界に達しているわけでありまして。

このことに目をつむって、6年連続値上げをして、これをしゃにむに突き進めば値上げと取り立て強化の悪循環となり、この先にあるのは市民の医療を受ける権利を抑制することにつながります。

1月の厚生労働省の全国主幹部課長会議では、国が自治体に求める保険者努力の採点表の中でも、短期証の発行や差し押さえに当たった被保険者の実情を丁寧に聞き取るようにということを求めています。値上げの元凶をつくっている当の国でさえ、これらの心配をしななければならない状況に今なっているということです。

さっきの事例の世帯では、これがもし協会けんぽの加入者であれば、その健康保険料本人負担分は42.6万円ということで、この国民健康保険税の3分の2の負担で済むことになります。

制度改革の趣旨が国保の構造的問題の解消であるならば、同じ所得でも働いてる人が属する協会けんぽの本人負担分保険料よりも、国保のように非正規労働者や無職者、高齢者が多数を占めている、こういった側の保険料のほうがはるかに高いということこそ解決すべき問題であるかというふうに思います。6年連続値上げはこれに逆行するものと言えないでしょうか。

全国市長会でも、1兆円規模の財政投入をして、国保の構造問題を政府の責任で解決するように求めています。6年連続の値上げを中止し、今でも高過ぎて払い切れない国保税の引き下げと減免規定の整備を行うべきと考えますが、見解を伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険と他の公的医療保険とは、保険料や公費負担のあり方が相違してございます。加入者の年齢構成ですとか、1人当たりの医療費や所得にも差異がございますので、それぞれの制度の中で適正に保険料負担をいただいているかというふうに認識してございます。

一方で、御質問者が御指摘のとおり、国民健康保険制度の基盤を強化する上で、国からの財政支援の拡充が必要であることは市といたしましても認識してございます。

市といたしましては、市民の健康保持・増進に資する事業に取り組みまして医療費の適正化を図り、またこういう保険事業の取り組みによって得られる交付金等を保険税に反映する、国や東京都に対しましては財政支援の拡充を引き続き市長会を通じて東京都へ要望する等によりまして保険税の抑制に取り組んでまいります。

なお、減免規定につきましては、他市とは運用に差異がございますので、一概に当市の減免基準が厳しいものとは考えてございません。

引き続き、他市等の動向につきましては情報を収集いたしまして調査研究を続けてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 済みません、先ほど私、全国市長会と言ってしまったんですが、全国知事会の間違いでした。失礼しました。

今のお答えでは、保険の制度が違うから負担も違うんだというふうに御回答ありましたけれども、だから今それが問題だってことで、どうするかという話になってるわけですので、トートロジーになりますので、6年連続の値上げ計画の中止を求めて、この項目については終わらせていただきます。

次に、第5次行政改革大綱について伺います。

以下、行革大綱の中に年号が平成となっておりますが、このまま平成で使わせていただきますので、あらかじめお断りをさせていただきたいと思います。

まず、市職員の定数管理についてであります。考えるべき優先順位としては、まず職員の労働実態の改善を第一とすべきだと思います。

決算特別委員会の資料要求でも、労働者の健康に深刻な障害が及ぶ可能性がある月46時間以上の残業に達する職員が多々いることがわかり、市長も改善の必要性について言及をなされました。

現在の定数の抑制を第一に置けば、労働時間の改善も疎かとなります。現在の正職員数がそもそも妥当なものなのか、類似団体と比べて多過ぎるということがあるのかどうか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 市の職員定数について、類似団体との比較についてでございます。

第5次行政改革大綱及び推進計画を策定した際、定員管理の目標値を算出してございます。この算出する際に、当時の基準に基づきまして、全国及び都内の類似団体等との比較を行ってございます。

その結果を見ますと、全国類似団体との比較につきましては、こちら、普通会計部門の職員数という比較になるんですが、全国の類似団体平均が526人、そして当市の職員数が436人となってございまして、当市は平均値を下回ってございます。

また、都内の類似団体との比較につきましては、こちらは少し指標が変わりまして、職員1人当たり人口という指標を用いまして、都内類似団体の平均が175.95人、また当市は181.27人となってございます。こちら見ますと、平均値を若干上回るという形になってございます。こちら、上回るというものが、職員1人当たり人口ですので、数値が大きいほうが職員数が少ないということになります。

順位といたしましては、都内類似団体の当時の9市の中で4番目に少なかったという結果でございました。

ただ、厳密に申し上げますと、類似団体の中でも人口規模ですとか行政環境等に違いがございまして、また抱えてる行政課題等もさまざまでございます。そういったところで前提というところでこの比較結果を捉えてるところでございます。

特に、第5次行政改革大綱及び推進計画におきましては、簡素で効率的な組織とするために民間活力の導入ですとか、組織、事務分掌の見直しを行う中で、さまざまな行政課題の対応に必要な人員を確保しながら、定員の適正化に取り組んでいくことというふうに目的を定めまして、定員管理の目標値を定めたところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今お話があったとおり、大体でいいますと、類似団体の8割ぐらいの体制で職員配置をしているということになるのかと思います。それだけお一人お一人の肩にかかる仕事っていうのはふえるわけでありまして、そういったことが労働時間の長時間化につながるのではないかというふうに推測されるものであります。

今ちょうど働き方改革ですとか、あと教職員の多忙化っていうことがちまたでも問題になっているわけでありまして、この間、いろんな方が語られる中では、とにかく現場に人をいっぱい貼りつけなければ、それは働く時間だって減りませんよというのがだんだん皆さんの共通理解になってきているというところでありまして、市の職員さんについても同じようなことが言えるのかなというふうに思っております。

では、次に伺いますが、窓口業務の民間委託について、他の自治体で先行して行い、法律違反となって問題化した例もありました。一部業務の委託化ということですが、こういったことも踏まえてどのように検討されているのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 窓口業務の委託化についての他自治体の問題等につきましてでございます。

他の自治体の問題等を見ますと、特に偽装請負の関係がございまして。委託している業務が偽装請負であるというふうに指導を受ける例でございまして、そもそもの偽装請負といいますのは、契約上は請負、委託と言われる言い方もしますが、請負とされている者の地方自治体が民間事業者の労働者に対しまして直接指揮命令を行った場合など、それは労働者派遣事業であるとみなされまして、請負を装った労働者派遣法に抵触する行為であるというふうに言われているものでございます。

当市におきましても、平成30年度に入りまして、窓口業務の一部委託化について検討を始めたところでございます。関係法令の遵守の徹底と、市民サービスを損なわないよう十分に配慮しながら検討を行っていきたい

というふうに考えてございます。

以上でございます。

- 1番（森田真一君） 市のホームページから、財政状況資料集というのを毎年つくって見れるようにしていただいているんですけど、その分析欄というところにも、今後29年度から33年までの定員管理の目標値を基準として、引き続き新たな施設への指定管理者導入の検討や継続的な組織、事務分掌の見直しを図るとあります。定数管理が優先をすれば、この仕事の性格が民間委託などは可能か、個々に妥当性を吟味しなければならないことでも、さきに結論ありきになってしまうかということを憂慮しております。このところはしっかりと、この仕事の中身についてよくはかっていたらというふうに要望いたします。

それでは、次なんですけど、使用料・手数料の見直しについて、行政サービスのコストを適宜把握することの必要性、これ自体は決して否定するものではありませんが、定期的・機械的に値上げを行うことを前提とするということは、そのサービスが担う社会的な役割や市民の生活実態の考慮を疎かにしかねません。見解を伺います。

- 行政管理課長（木村 西君） 第4次行政改革大綱で掲げております使用料・手数料の定期的な見直しにつきましては、使用料・手数料の適正な水準を維持するために行っているものでございます。見直しに当たりますと、事業に係る経費と現行料金の比較、また近隣市の状況、改定時の激変緩和に考慮して総合的に判断をするものでございます。

以上でございます。

- 1番（森田真一君） 使用料・手数料の個々の項目についてもお伺いしたいと思います。

初めに、下水道料金の見直しについてお伺いしたいと思うんですが、28年度の下水道使用料の値上げの際には、我が党は平均30%の値上げは市民の暮らしを困窮させるものだとして反対もいたしました。28年度は値上げによって13億4,900万円の収入を見込んでいましたが、実際には前年度比15%増の12億3,361万円ということにとどまりました。

27年12月の全員協議会で配付をされた下水道料金の改定についてという資料を見ますと、この値上げによって経費回収率は32年に100%を超え、一旦は下がるものの、35年度から再び100%を超えて、36年度には26市の平均107%を超えて111%まで到達すると、こういう内容でしたが、今後そうするためには何%ほどの値上げが必要になるというふうに計算できるのでしょうか。

- 下水道課長（廣瀬 裕君） 経費回収率を計算するためには、使用料収入や汚水処理経費の金額が必要となるため、現段階におきましては経費回収率を計算することは難しいものでございます。

ただ、仮にですが、使用料収入を平成29年度の現年度分と滞納繰越分を合わせました約13億3,100万円の状況と仮定し、汚水処理経費を全員協議会の資料の額といたしました場合につきましては、約7.3%の差がございます。

ただし、あくまでも前回の改定状況における計算でございまして、次に改定を行う際につきましては、経費改修率や更新事業のための費用などを考えていく必要がございます。そういうことを検討しながら行わなければならないと考えておりますことから、数値に関しては変わってくるものというふうに考えてるものでございます。

以上でございます。

- 1番（森田真一君） 他の議員へのお答えの中でも、今後20年にわたって設備更新行くと、毎年ならずと6億

6,900万円ほどの費用がかかるというふうにお答えになってたかと思いますが、これを今の御回答のとおり、全てを値上げに求めれば、どのように使用料に跳ね返ってくるのかということは計算できるのでしょうか。また検討されているのでしょうか。伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 更新費用につきましては、今年度、市の全体を長期的な視点で、下水道施設の機能確保やライフサイクルコストの適正化を図るための公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定する予定でございます。

計画によりまして事業費を平準化し、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

使用料につきましては、東大和市第5次行政改革大綱に基づきまして、3年ごとに定期的な見直しのための検討を行いたいと考えているところでございますが、更新費用を見込んだ使用料につきましては、現状では算定することが困難でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この間、市も、当市が流域の上流に位置をしているために事業着手が後発であったことが施設整備費の高騰の要因であったということを説明されてきました。

今後ランニングコストだけではなく、設備の更新費用の多くを税外負担に求めれば、住民の負担ははかり知れない水準になるのではないのでしょうか。普及率がほぼ100%に達している当市では、下水道設備や市民全員の共有財産ですから、全てを利用者の責任に帰して使用料の値上げに財源を求めるっていうのはちょっと余りにも不合理ではないかというふうに考えます。

仮に、先ほどの6億6,900万円、これ半分に圧縮したとしても3億4,000万円ほどになりますから、料金収入と比べますと25%ぐらいの値上げをしなきゃいけないという、単純計算であります。そういうふうになるかというふうに思います。

こういった大きな負担にならないかということを懸念をいたしますが、これについて今考えてることがあれば教えてください。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、ライフサイクルコスト等に勘案しまして、事業の平準化をしまして事業を進めたいというふうに考えておりますので、現状といたしましては、費用のほうが出せませんので、現状としては精査をして進めたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ちょっとひっかかりましたので、もう一回確認をいたしますけど、今先ほどの答弁ですと、今年度行う見直し、来年度の値上げの中には、この更新費用についても見直しの要素とするということ、もう一回確認してよろしいですか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今後の見直しにつきましては、更新費用のほうも見込んで使用料の改定のほうをしていくということをしてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

この値上げについて、受忍を求める議論として、値上げで財源を確保しなければ耐震化がおくれる、こういう論があるようです。

市は、既に社会資本総合整備計画の中で、27年度から水の安心・安全基盤整備事業として必要な耐震化工事を実施していたはずであります。これに億単位の費用を要したとかいうようなことであつたのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道総合地震対策でございますけれども、平成25年度に計画のほうを策定いたしました。また、26年度、27年度につきまして、避難所等の取り付け管の耐震性の向上を図り、下水道施設の流下機能を確保するために耐震化の工事を実施しました。計画策定と工事費の合計で約2,100万円ほどかかっているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 2,100万円ということですから、この大幅値上げの問題と耐震化の問題とは十分切り離せる水準なんではないかなということも確認はしておきたいというふうに思います。

それでは、次、伺いますが、来年10月から消費税の税率の引き上げが予定をされてるわけでありまして、この間、8%への税率引き上げで市民の暮らし、また経済は本当に痛めつけられてるといっても過言ではないかと思えます。

来年10月からは10%ということになりますが、ちょうどこのタイミングで3年ごとに機械的に下水道料金の値上げをすれば、また半年後の消費税税率の引き上げでまた値上げをするということになるかというふうに思います。半年間の間に二度も値上げを行うということになるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 消費税の関係でございますけれども、下水道条例のほうでは、算定されました使用料につきまして、消費税を乗じて得た額とするというふうになってございますので、改定とは別に、消費税の変更によりまして変わってくるものというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 払う市民の立場からしたら、まさしくこういうことなんだと、半年で2度の値上げということに結果としてはなるんだということは確認しておきたいというふうに思います。

次に、扶助費についてお伺いをしたいと思います。

28年度以降の単独事業の扶助費の削減について、どのような項目で、どれぐらいの影響額があったというふうになっているのでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 平成28年度以降の扶助費の見直しでございます。

項目といたしますと、老人性白内障眼鏡等購入費助成事業、また高齢者入院見舞金が該当いたします。

これらの額でございますが、当初予算ベースでの比較になりますが、老人性白内障眼鏡等購入費助成事業では約68万円、高齢者入院見舞金の額は約160万円と把握しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 他市の扶助費の状況も参考に検討されるということですが、類似団体に比べて、当市はどのように固有な事情や課題があってこの扶助費が特段に重い、見直しをしなければならないというような事情があるのでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 当市における扶助費の固有事情等に関してでありますけれども、現在日本一子育てしやすいまちを目指して、子ども・子育てに関する施策を重点施策として進めておりますので、こういった児童福祉に係る扶助費については、例えば平成28年度決算における東京都の類似団体と比較しますと比較的高い数値となっております。

そして、この数値が高いということに関しての課題でありますけれども、扶助費に関しては、国や東京都から一定の財源措置がある一方で、市が負担する部分もでございます。今後におきましても、このような扶助費が増加するという事になれば市の負担がふえるということになりますので、その場合、市としてその財源の確

保が課題であると考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 子育て支援なんかで、特に保育園関係とかそういうところだと思うんですけど、非常に頑張ってやってらっしゃるし、お金も一生懸命つけてるんだっていうことは了解をしてるところであります。

一方で、その他のところで、例えば教育費ですとか、それから衛生費ですとか、こういったところなんかは類似団体と比べるとやっぱり、パーセンテージの問題であるんですけども、若干類団を下回るような状況も見られるかと思えます。

そういったことから考えると、一つ一つのこの扶助費の見直しをやる中で、先ほども御紹介ありましたけども、眼鏡代68万円ですとか、高齢者の入院見舞金160万円とか、本当に、こう言っちゃ何なんですけども、微々たるところを削り込んでいく。でもそれを当てにしている人や楽しみにしている人っていうのもたくさんいらっしゃるということについてもぜひ本当に配慮をしていただきたいというふうに思うんです。

次、伺いますけれども、保育料の見直しについて伺います。

27年度の検討結果を見ますと、保育料の見直しに当たっては、国の徴収基準の50%を指標にして見直しを検討するというふうにありましたが、現状はどういう水準にあるのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 平成29年の実績見込額で算出いたしますと、49.6%でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 49.6%ということは、50%と比べたらこれは誤差の範囲ですね。政府も来年度から幼児教育の無償化っていうことをはっきり予定をされてますので、値上げの必要がないということが今の御答弁で明らかになったものかというふうに思います。

次、伺いますが、学童保育育成料について伺います。

27年度の検討結果見ますと、育成料の見直しに当たっては、これも国が原則とする公費負担2分の1、自己負担2分の1という基準を指標にして見直しをするというふうになってはいますが、現状どうなのかっていうことを伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所の育成料については、現状の水準についてはまだ把握しておりません。今年度の見直し作業の中で把握してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） では、これはまだ値上げの検討を具体的にするということでは、できないということですね。わかりました。

では、次、伺いますが、第5次行革大綱では、事業コストを踏まえた適正な水準を維持することを基本とするとしておりますが、その他使用料・手数料の見直しについて、今回見直しが継続して検討する必要があるというふうに考えられてるものはあるのでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 現在見直しをしているところでございます。事業に係ります経費と現行料金の比較、また近隣市の状況、それから改定時の激変緩和に考慮して総合的に判断したいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 27年度の使用料、手数料の見直しの際に、道路占用料、これは見直しの対象には記載がありませんでした。これは見直しの検討はされないのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路占用料につきましては、平成27年6月に策定しました使用料・手数料見直しに係る基本方針におきまして、同基本方針によらず見直しを行う使用料としているものでございます。

現在道路占用料につきましては、適正な賃料相当額を徴収することが基本であるとの考えから、道路法施行令の規定や東京都、他市の状況を踏まえて調査研究を行っているところでございますが、見直しまでは至ってございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これは私、第1回の定例会でも申し上げましたけど、まさにこれこそ見直すべきものではないかというふうに思います。

これまでも言いましたけども、大企業の3社にだけ3割の値下げを続けているということで、これもとに戻すだけで2,500万円近い増収が見込めるということが既にわかっているわけです。数十万円の見直しはしなきゃいけないのに、この2,500万円からの見直しがなぜ行われないうらうということ、少なくとも検討自体に書いてないということ自体が私は不思議ではないかなというふうに思っています、改めて真剣にこれ検討すべきであるということをお願いをいたしまして、次、伺いたいというふうに思います。

次に、基金積み立てについて伺いますが、公共施設等整備基金の残高の目標を33年度末に標準財政規模の10%、28年度に当てはめていけば大体十何億円ぐらいということだと思っておりますけども、これは一体どういう根拠をもとにこういう表記がされたのかということをお伺いします。

○財政課長（川口荘一君） 公共施設等整備基金の積み立て目標の根拠ということですが、まず市が保有する公共施設等につきましては年々老朽化が進んでいる状況がございます。今後その対応に必要な財源確保が課題ではないかという認識でございます。

そしてこのことは、他市におきましても同様の状況と思われましても、東京都の類似団体における公共施設に関連する基金の残高を確認しましたところ、平成28年度末におきましては平均で約20億4,800万円といった状況がございました。

そして、東大和市の公共施設等総合管理計画におきましては、建築系の公共施設の更新費用として年平均であります、約15億円必要になるというふうになっております。また、インフラ系の公共施設の更新費用は、年平均であります、約12億円必要ということになってございます。

このように、将来的に必要と見込まれる費用がありますので、その財源を確保するために公共施設等整備基金の目標を定めたものでございます。

目標額につきましては、他市の状況、また公共施設の更新費用を参考といたしまして、第5次行政改革大綱におきましては、平成33年度末に標準財政規模の10%程度の金額としたところでございます。

なお、今後の公共施設等の老朽化対応など、状況の変化なども考えられますので、こういったことに関しましては弾力的な対応を図っていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 今施設更新に何億円はかかりそうだとか、インフラの更新にどれくらいかかりそうだとかというお話あったわけですけども、そこで出した数字というのは、前にも伺ったかもしれませんが、国や東京都が負担するお金とか、そういったものなんかは反映されてなくて、実際に工事でかかる費用はこれぐらいだろうという見立てをして数字を出してるというふうにお伺いしましたんで、そのことを考慮しないで、標準財政規模の10%だとぼんっと出てきても、何でだろうなというふうに率直に言って思ってるのかなんで

す。

私どもが憂慮しているのは、この間、財務省が自治体の基金残高の増加を理由にして、地方交付税の削減を示しているということでもあります。地方の反発もあって、今年度は影響はありませんでしたが、今後攻防が激しくなるだろうということも言われています。基金をふやすことが自己目的化して、下水道料金や国保税を値上げをして扶助費も削減すると、市民負担をふやして幾らため込んでも、結局国によってその分上前はねられちゃうということになっては困るわけであります。逆立ちしたこういう運営を転換すべきだというふうに思います。

この項はこれにて終わらせていただきます。

次に、都市農業の振興・強化について伺います。

まず、第二次農業振興計画では、平成29年度の総農家数を目標の186戸、販売農家数の目標を95戸としてきました。現状はこれに対してどのようになっているか、またそれをどのように評価してるかということをお聞かせください。

○産業振興課長（小川 泉君） 農家数の推移とその評価についてでございます。

平成29年度の総農家数が170戸、販売農家数が87戸、10年前に策定いたしました第二次計画で示した目標値から総農家数がマイナスの16戸で、販売農家数はマイナスの8戸、それぞれ減少の結果となっております。

この結果につきましては、減少率が約8%でありますことから、急激な都市化が進んだこの10年間におきましては、生産緑地制度であるとか、相続税の納税猶予制度等により生産緑地として農地の保全に結びついたといったようなこととか、あと生産農業所得といいますか、これの向上に向けて認定農業者制度、こういったものを導入いたしました。こういったことが要因となって農家の経営改善を図ってきたことなど、農家戸数の減少を少な目に抑える、こういった効果があったのではないかなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 第三次農業振興計画を見ますと、この説明では、3,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の農地を持つ農家の戸数の減少が特に多いんだということが指摘をされています。

生産緑地指定の希望の意向などの状況から見て、今後この減少傾向に歯どめがかけられるかどうか、期待できるか、市の見通しをお伺いしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 農家数の減少に対する今後の見通しといった内容でございます。

まず、第三次農業振興計画にございます経営農地面積、これが3,000平方メートルから5,000平方メートル未満の農家の減少が大きかったんですけども、この減少幅が大きかった原因、こちらのことを考えますと、さらにさかのぼり、平成7年から平成17年の推移を見てみますと、耕地面積が0.5ヘクタール、いわゆる5,000平方メートルから、1ヘクタール、1万平方メートル、農家数が56戸から37戸に、また1ヘクタール、要は1万平方メートル以上の農家が14戸から6戸に減少し、減少率は最も大幅な42%となっております。

また、この当時、今ございました5,000平方メートル、0.5ヘクタール未満の農家数の減少数がゼロということでもございました。ゼロであって60戸を維持していたという状況です。このことによって、5,000平方メートル未満の農家の占める割合が当時46%から57%へ上昇をいたしております。経営耕地面積規模の縮小が進んだとはいえ、いわゆる5,000平方メートル未満の農家の割合はふえたといった時期でございます。

こうしたことから、経営農地面積規模の小さな農家の割合が相対的にふえた、そういったことが要因の一つに挙げられるというふうに考えております。

こういった意向調査の結果を受けての今後の見通しについてであります。今後も緩やかに減少傾向といったものは想定しているところでございますけれども、市といたしましては、農業後継者への支援に係る施策の総合的な推進とともに、援農ボランティア等、多様な人材の確保について検討するほか、J A東京みどりとも連携しながら、東大和市農業を市民とともに支えていく環境醸成に取り組み、農家数の減少を抑えていくことができればなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 現在市民農園の利用状況なんですけども、今の利用状況から見て、今後市民農園の利用のニーズはどのようになると見込んでいるのか、見通しも伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 平成29年度末の実績で市民農園の利用状況をお伝えいたしますと、利用件数が201件、空き区画が1画ございます。こうしたことから、現時点におきましては市民ニーズとマッチした状態であるのではないかなというふうに捉えております。

ここ数年の利用状況の推移から、今後も大きな状況変化はないのではないかなというふうに推測しているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 狭小の農地が散在しているっていうことが東大和の農地の一つの特徴なのかというふうに思うんですが、こういった狭小の農地が散在している地域で農地保全に力を入れている自治体の一つとして、この東京では世田谷区がよく例に挙げられてるそうであります。

同区の取り組みの中で、当市が参考にできそうだというような制度などはあるんでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 世田谷区の取り組みの中で参考にできる制度等でございます。詳細については具体的に把握してございませんけども、世田谷区では一定規模以上の農地を農業公園として都市計画公園緑地に指定して、農地を生かしたまちづくりの農業振興拠点等と位置づけているようでございます。

当市といたしましても、都市農地の持つ多面的な機能の維持ですとか発揮、こうしたものをやっぱり保全、活用していくことが求められておりますので、今後はこういったことも考えに入れながら、さまざまな施策を推進してまいればなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 先ほどのところにもかかわってきますけど、ちょうどこれぐらいの、世田谷区の例、私もホームページから見えたんで見てみたんですけど、ここでは一群で1ヘクタール以上の農地があるところで、相続なんかで手放さざるを得ないという状況になったときに、区が取得をして整備をして、区民農園でもなくて、農業体験園なんかでもない農地公園という位置づけでこの農地というか、空き地といいますか、確保をしているということなんです。もちろん理由は先ほどおっしゃったことと同じで、防災の機能ですとか、さまざまな都市計画において必要なことも念頭にあって、そういうふうになっているというふうには書いてありました。

東大和でもこういったような形、農業体験園は現にあるわけなんですけども、こういった農地公園みたいな形でも、こんなに1ヘクタールって広いところは余らないとは思いますが、ぜひ課題として研究していただきたいというふうに思っております。

それでは、このところにつきましては終わりにさせていただきます。

次に、横田基地へのオスプレイの配備並びにパラシュート降下訓練による市民生活への影響についてお伺い

をしたいというふうに思います。

確認なんです、先ほど御答弁いただいた周辺自治体というのは、我が市も含めてということですよ、よろしいんですね。

○企画課長（荒井亮二君） 横田基地へのオスプレイの配備についてでございますが、まず基地に隣接してございます地域及び飛行経路となっている地域への影響がまず懸念されてるところであるかと思えます。

そういった中で、周辺自治体と言われるものにつきましては、横田基地周辺市町基地対策連絡会を構成しております5市1町の区域であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ということは、とりあえず今の御答弁の中では、東大和は入っていないということになるんじゃないか。

それであれば、少し見直しをすべきではないか、考え方を少し変えるべきではないかというお話をさせていただきましても、御存じのとおり、この夏から横田にC-22が5機配備されるということでありますが、先日の報道では、これが沖縄の嘉手納基地に所属してる機であったと。そして、今月の4日、岩国基地から嘉手納基地に向かう途中でトラブルを起こして、5機のうち2機が奄美空港に緊急着陸をしたと、こういうようなことが起こっているわけでありまして。

いつどこで重大事故につながるかわからない飛行機が日本中を飛び回って、どこを飛び回るかわからないということなんでありまして。

私ども共産党市議団も、以前沖縄に視察に行かせていただいた際に、海兵隊のMV-22のオスプレイが地元との約束を反故にして普天間基地周辺の上空を不安定な転換モードと呼ばれる姿勢でぐるぐるの周回を何度も続けているという様子を目撃しました。これは仙台のほうでも同じようなことは起こってる、日本中どこでも起こるんだということなのかというふうに思います。

当然、横田基地は普天間基地と同じように住宅密集地の真ん中に位置している、そういう基地でありますから、私たちが見たとおり、基地を中心にぐるぐるの周辺を回って飛んでいくということになれば、当然この東大和だって経路としてかかることは十分あり得るということが予想されるわけです。そういったふうに見ていただく必要があるのではないかとこのように思います。

また、このオスプレイとは別に、4月の10日にはパラシュート降下訓練を米軍が行いまして、この際に、事故で切り離されたパラシュートが近隣の羽村市の中学校の校庭に落下するという事故が起きました。幸いけが等はなくよかったわけですが、これは万一、例えば国道16号線だとか、新青梅街道なんて私たちが日常的に走るわけですが、これ走行中の車にもこのパラシュートがかかったら一体どういう大事故につながるんだろうと、非常に恐ろしい思いを感じています。

しかし、米軍は、再発防止に努めると言いながら、もう翌日には訓練の再開を地元自治体に通知をしているという大変不誠実な状況も、今そういう対応がされています。今後も同様のこういったおぎなりの対応をするということは、恐らく十分考えられるんだというふうに思います。

沖縄の宜野湾市で、今米軍、普天間基地所属の大型輸送ヘリコプターの窓が地元の普天間第二小学校に落下したという事故、記憶に新しいところではありますが、ちょうど半年ほどになりますが、校庭の使用を再開した2月以降、実に500回近くにわたって、この校庭で遊んでる子供に対して校舎への避難を呼びかけるという、こういうようなことも行われてるそうでありまして。防衛省から人をやって、米軍機が近づいてきた

ら逃げなさいって声かけるそうなんですよね。地元の人たちはまるで戦時中の空襲警報と同じだと、ここまで言っているわけであります。

横田でも同じ訓練を行うようになれば、住宅密集地の上空でこういった訓練を行うようになれば、まさしくこういったことになりかねないということであります。

そして、こういう訓練を行われれば事故は避けようがありません。周辺自治体への早急な情報提供はもちろんのことですが、危険なこれらの訓練とC V-22の配備中止を求める必要があります。

市には、市民の生命と安全を守る立場で、狭義の意味での周辺自治体ということじゃなくて、我がごとなんだという立場でかかわっていただきたいというふうをお願いをしまして、この項目は終わらせていただきます。

次に、子どもの学費の補助についてであります。

まずお伺いしますが、文部科学省の子供の教育費調査などから、教育費にはどの程度お金がかかるのかというのを伺いたいと思います。

例えば例として、少し人数多いですけど、6人世帯、先ほどの国保のところちょっと例示しましたけども、夫給料740万円、所得金額545万円、専業主婦、高校生1人、中学生1人、小学生1人、幼稚園児1人と、こんなケースを想定してお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 文部科学省の平成28年度、こちらの子供の学習費調査の結果によりますと、標準的な年間教育費ということで、高校生、公立学校にお一人、中学生の公立中学校でお一人、小学生の公立小学校でお一人で、幼稚園は私立の幼稚園というふうな形でお抱えになっているというふうな形想定しますと、年間でお子様4人でおよそ140万円ほどという形で推計されます。

以上です。

○1番（森田真一君） このケースの世帯は、先ほども申しましたが、いわゆる中位所得の世帯に当たることになっています。

これらの世帯の方が、例えば先ほどもありましたように、社会保険料、それから税、それから生活保護基準での最低生計費、これらを差し引いた後にどれぐらい残るかということなんですけど、計算されたことはありますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） こちらの所得を収入という形に戻してからいろいろもろもろ計算をさせていただきましたけれども、最低の生計費等、もろもろ引き算をさせていただいて、税金等必要な支出も控除しまして計算しましたけども、かなり厳しい状況にあるという形でしょうかええです。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も人任せじゃ申しわけないと思って、念のために自分なりに計算してみたんですけど、もしかしたら若干端数は狂ってるかもしれませんが、おおよそ当たってるはずなんで申し上げたいというふうに思いますが、給与所得で740万円の方、これ所得に換算すると先ほど言ったように546万円で、公的な支出、ここでは市の国保、国民年金としますが、市の国保、国民年金、所得税、住民税、合わせると172万9,000円、これ引いた残りが所得でいいますと373万円となります。

ここに、今教育の話してますんで、例えば児童手当でいえば42万円、それから今幼稚園にお子さんが行ってるという設定をしまして、私立幼稚園であれば、公立がありませんので、私立幼稚園であればプラス年間で4万3,000円の補助がつくと。それから、お子さんの教育資金、都の育英会資金の貸し付けなんかも利用しようということになりますと年間でプラス21万6,000円は手にできるということになりますけど、この6人世帯

の場合、生活保護基準に基づく最低生計費、家賃も込みで計算しますと実に442万円ということになりますので、所得から引き算をしますと、最終的に残るのは、残るのはというか、残らないんですが、マイナス1万7,000円と、こういう計算になりました。明らかに最低生活を営めない、こういうもとの親御さんは子供の教育どうしようか、教育費どうしようかっていうふうに、こういうふうに悩むわけでありませう。

ここでは、児童手当は該当しましたが、これは中学生までと。就学援助については所得制限で非該当でした。公立高校と設定しますと、私立高校の就学援助金給付等々は非該当となりますし、先ほど言いましたけど、私立幼稚園ですとわずかながら負担軽減がある。受験生チャレンジ支援、塾代貸付というのが今東京都でやっていますけど、これは所得制限でやっぱり非該当になると。育英資金については該当は幸いなことになるということで、学校生活に係る費用を負担する余裕は本当はない、生活を生活保護基準以下に落とさないとしても教育費が出ないというようなことになります。

こういった方々を救済するような制度がとりあえず市単独でも必要なのではないかとというふうに私、思うわけでありませう。

先ほど、今まであった市の奨学金の制度を復活するなど、これはそのまま復活しろという意味ではありませんけど、何らかの手当をする必要があるのではないかとというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 先ほどの議員のお話にありましたように、東京都の育英資金を初めまして、社会福祉協議会にも無利子・無利息の奨学金ですとか生活福祉資金等さまざまな制度がございます。事例ごとによってその条件等が違ふと思ひますので、まずはそういった御相談をいただき、適切な制度の御利用につなげていくという形で考えてまいりたいというふうに思ひております。

以上です。

○1番（森田真一君） こういった、先ほど例示したような方々が利用できない所得の層ってというのは大体どれぐらいの人たちを念頭に置いているのかとかいうのはあるんでしょうか。

先ほども申しましたが、この740万円の収入がある御家庭、所得にして546万円がある世帯ってというのは、国の調査でも上から4割のところに属している世帯ということになっていますから、本来であれば、こんなに生活することに事欠くとか、教育費が出てこないってというようなことってのは本来でいへばないはずなんですよ。ないけども、今現に起きているということでありませうから、一体どれぐらいの世帯、収入や所得の世帯であればこういった制度なら利用できるのかってことは出るんでしょうかね。

○教育総務課長（石川博隆君） 東京都の育英資金であります場合で申し上げますと、収入所得の上限、6人世帯で大体公立高校に通う場合大体891万円、私立高校の場合が904万円という形になっていますので、こちらの場合ですと貸付の対象になると思ひますので、そちらを超えるほどのもし収入があるようでしたら、こちらについては受けられないというふうな形で考えられます。

以上です。

○1番（森田真一君） 家庭の経済状況によらず、どの子どもも学ぶ権利が保障されるよう、ぜひ制度の充実に力を尽くしていただきたい。これは国や東京はもちろんのことなんですけれども、自治体が、国や東京都が今不十分であれば、自治体が頑張つてそういう世帯の後押しをしていただきたいということをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（押本 修君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす12日から15日及び18日、19日の6日間につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時42分 散会